

(午前9時03分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

昨日に続いてきょうは教育費から審査に入ります。

きのうは皆様にはご迷惑をかけたことに対して、とにかく御礼を申し上げます。

まず、入る前に休憩をとらせていただいて、資料が何か出てるらしいので、その資料を加えてさせてもうてもよろしいですか。

西谷委員。

○西谷委員 きんのう、JR法隆寺駅のこと資料の提出をしてほしいということですが、協定書についてはそうなんですが、基本設計書については相当の枚数になりますので、私も個人的に情報公開で、私個人の中でのことにかかわりますので、それについては情報公開である基本設計書については個人的に資料を求めたいと思いますので、それでご了解お願いしたいと思います。

○森河委員長 ありがとうございます。きのうの請求のところだけ出してください。

暫時休憩いたします。

(午前9時04分 休憩)

(午前9時05分 再開)

○森河委員長 再開します。

先ほど入る前に西谷君から個人的な資料が出ておりますので、西谷議員の方から。そのときには皆さん、理事者の方、よろしく願いいたします。

次に、第9款教育費についての審査に入ります。

説明を求めます。栗本教育長。

○栗本教育長 おはようございます。教育費に係ります予算についての説明をさせていただきます。予算書の145ページから180ページまでが教育費の関係でございます。

平成17年度の教育予算につきましては11億4,769万1,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして1億3,567万1,000円、13.4%の増となっております。この増の主な内容でございますが、史跡中宮寺跡の史跡用地購入に係ります公有財産購入費の予算計上額が3億1,499万3,000円と前年度の同費目の予算額より1億4,806万8,000円の増となっていることが大きな要因となっております。

それでは、以下、予算項目ごとにその主なものを説明させていただきます。

145ページから第9款、教育総務費、第1目教育委員会費でございますが192万円と前年度とほぼ同額を計上いたしております。教育委員会におきましては、将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれるところでございまして、こうした要請にこたえるべく、月1回の定例教育委員会を開催しますとともに、教育委員みずからの資質の向上と教育委員会の一層の活性化を図るように研修を実施していきたいと考えておるところでございます。

次に、第2目の事務局費でございますが8,863万8,000円を計上いたしました。前年度より362万円の減となっております。その要因の主なものは、一般職に係ります賃金等人件費の減によるものでございます。次に146ページでございます。第7節賃金でございますが、県教育委員会より配置されます教員だけではどうしても不足する教科補充や障害児教育の充実等のために本年度も町費負担講師を配置いたしまして、教育の充実向上に努めていくところでございます。この予算を計上させていただいております。次に第8節報償費でございますが、斑鳩町小・中一貫教育の取り組みにつきましては、本年度からの実施に向けまして、小・中一貫を目指す教育の内容と小・中連携と交流のあり方等について、専門部会で15、16年度で審議を重ねてまいりました。生き方の学習、英会話学習、交流学习等を実施し、小学校、中学校の9年間を通して、子どもたちに郷土を愛する心をはぐくみ、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力を育成するための教育の充実を図るため、それに係ります予算を計上させていただいております。なお、英会話学習につきましては、小学校4年生からという予定でございます。次に147ページでございますが、13節の委託料でございます。教職員の定期健康診断を実施し、健康管理や健康指導に要します予算を計上いたしております。また、子どもの安全確保を図るため、昨年11月に発生いたしました奈良市の小学校1年生女児誘拐殺害事件を受けまして、保護者から町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を本年度より導入することといたしました。それに係ります予算をこの委託料で計上いたしております。

次に、148ページでございます。第3目の私立学校振興費では1,230万円を計上し、本年度も私立幼稚園就園奨励費補助金によります保護者の負担軽減に努め、幼稚園の就園奨励を図り、幼児教育の充実に努めたいと考えております。

第4目のスクールカウンセラー事業費でございますが16万6,000円を計上いた

しまして、本年度も引き続き斑鳩南中学校に心の教室相談員を配置いたしまして、生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスを和らげることにより、心にゆとりを持って学校生活を送れますよう努めてまいりたいと考えています。なお、斑鳩中学校にはスクールカウンセラーを本年度も引き続き県事業として配置していただく予定でございます。

これらの教育総務費の予算合計は1億302万4,000円となり、前年度と比較いたしまして266万4,000円の減となっております。

続きまして、149ページから154ページにかけまして、第2項小学校費でございます。第1目学校管理費では1億393万7,000円を計上いたしました。前年度より152万8,000円の減となっております。その主な要因は、一般職の退職による人件費の減によるものでございます。この学校管理費では、小学校3校の管理運営上必要な経費につきまして計上させていただいております。小学校への新規格の机、いすの導入につきましては、前年度より年次計画を立て、最上級生であります第6学年から導入をしており、本年度は第5学年を新しいJIS規格に対応した机やいすに更新することとし、それに要する経費を計上いたしております。次に150ページの委託費でございますが、また学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩小学校北館の耐震補強実施設計、中館の第2次耐震診断を実施してまいりたいと考えており、これに係ります予算を計上いたしました。このほか、学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を計上させていただいております。

次に、151ページのからの第2目教育振興費でございます。3,033万1,000円を計上いたしました。前年度より118万8,000円の増となっております。これは小学校の教科書が改訂されるため、教師用の教科書、指導書の購入に係ります予算を計上させていただいたことによる増額でございます。152ページでございますが、中にまたクラブ活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するために助成を行いますとともに、総合的な学習の時間の取り組みを推進するための助成を実施してまいります。なお、従前より経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対しまして、就学援助を実施してまいりましたが、このうち準要保護児童・生徒に対します援助分が三位一体の改革によりまして、国庫補助金が廃止されることになりました。就学援助事業につきましては、教育基本法及び学校教育法の規定によりまして、市町村が主体となって実施することが定められております。補助金が縮減されたとしても、税源移譲されることとなっておりますので、町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、152ページでございます。第3目保健体育費では、2,914万8,000円を計上いたしました。前年度より99万7,000円の増となっております。その主なものは、給食調理員の正職員1名の退職に伴い、臨時職員を補充するための賃金の増によるものでございます。次に保健体育費では、児童の健康診断に要します委託料や学校費等への報償費、給食調理員の臨時職員7人に要します賃金や学校給食に対する保護者の負担を軽減するための給食補助金につきましては、本年度も引き続き予算計上させていただきます。

以上、小学校の予算合計は1億6,341万6,000円となり、前年度と比較いたしまして65万7,000円の増となっております。

次に、154ページから第3項中学校費について説明させていただきます。第1目学校管理費では、6,596万7,000円を計上いたしました。前年度より117万2,000円の減となっております。この主な要因は、工事請負費の防球ネット整備工事が前年度までに終了したことによる予算減によるもので、この費目では中学校における学校管理運営上必要な予算につきまして、計上させていただきます。中学校におきましても小学校と同様、新しいJIS規格によります机、いすの、本年度は第2学年を対象に順次導入してまいりたいと考えております。これに要する予算を計上させていただきます。そのほか、臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を、前年度に引き続き計上させていただきます。

次に、157ページからでございますが、第2目教育振興費でございます。3,343万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして146万3,000円の増となっております。この教育振興費では、障害児を含む中学校教育充実を図りますために、必要な備品購入を行うとともに、クラブ活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するための助成や総合的な学習の時間の取り組みの推進に対し実施してまいります。なお、就学困難な児童及び生徒の保護者に対します要保護・準要保護就学援助につきましては、小学校費と同様に、国庫補助金が縮減されたこととなっております、町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、158ページでございます。第3目保健体育費では、1,491万1,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして45万4,000円の増となっております。この保健体育費では、生徒の健康診断に要します委託料や学校医等への報償費、

給食調理員の臨時職員4人に要する賃金や学校給食に対します保護者の負担を軽減するための給食補助金につきまして、本年度も引き続き予算計上させていただいております。

これら中学校費の予算計上合計は1億1,431万5,000円となっております、前年度と比較いたしまして74万5,000円の増となっております。

続きまして、160ページでございます。第4項幼稚園費でございます。第1目幼稚園費といたしまして1億3,793万2,000円を計上いたしました。前年度より299万3,000円の減でございます。この主な要因は、幼稚園教諭が1名退職したことによる職員人件費の減によるものでございます。賃金では803万3,000円を計上いたしております。臨時講師4名分の賃金が主なものでございます。そのうち2名につきましては、特別な指導を必要とする幼児に対し、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行うため、補助員として配置し、幼児教育の充実を図ってまいりたいと考えております。このほか幼稚園費では、園児の健康診断に要する学校医等への報償費や施設管理に係ります警備業務や消防設備の保守点検に要する経費等につきまして、前年に引き続き計上させていただいております。

次に、163ページ、社会教育費の関係でございます。第1目社会教育総務費でございますが4,689万3,000円の計上をさせていただいております。まず、第1節の報酬でございますが234万2,000円の計上でございます。社会教育指導員、社会教育委員等の報酬でございます。生涯学習を推進していく上で、専門的な立場で意見や助言、指導を行っていくこととし、各種の教養講座、教育相談、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。第8節の報償費では121万5,000円を計上いたしておりますが、重点課題として取り組んでおります家庭教育の充実・推進について、各幼稚園、小学校、中学校におきます家庭教育学級の開設及びその広げること努力をしているところでございます。また、子どもを持つ保護者にとどまらず、地域との連携、地域との教育力の向上が不可欠であることから、家庭教育の重要性を認識していくための教育講座を実施していきたいと考えております。そのための講師謝金として、家庭教育講座に16万円、地域家庭教育集会に9万円を計上いたしております。次に165ページ、19節の負担金補助及び交付金でございますが252万8,000円の計上でございます。生涯学習を推進するため、その活動の基盤となります社会教育関係団体への支援及び助成が主なものでございます。それらの活動を通しまして、生涯学習の振興に努めるよう支援しているものでございます。

次に、第2目公民館費でございますが7,171万2,000円を計上させていただいております。生涯学習活動の拠点施設として、主催事業の積極的な開催、また自主的な学習活動の推進、支援をするとともに、公民館教室等を開催いたしまして学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。まず、第1節の報酬でございますが、公民館長に係ります費用206万8,000円でございます。専任の館長を配置し、公民館運営の充実に努めてまいりたいと考えております。次に166ページ、第8節の報償費でございますが、公民館教室及び教養講座の講師謝金として315万5,000円を計上いたしております。次に第11節の需用費でございますが1,164万8,000円の計上でございます。各公民館の光熱水費が主なものでございます。次に13節の委託料でございますが、公民館管理運営に要します費用として1,040万8,000円を計上いたしました。

次に、167ページ、第3目の文化祭費でございます。180万5,000円の計上でございます。本年度も文化振興財団と連携いたしまして、11月3日から7日までの間、斑鳩の里文化芸術祭をいかるがホールで実施したいと考えております。

次に、168ページでございます。第4目、文化財保存費でございますが3億5,914万9,000円を計上させていただいております。まず、第7節の賃金でございますが1,170万7,000円を計上いたしております。主に法輪寺や個人住宅建築等に伴います町内遺跡の発掘調査や公共事業及び開発事業に伴います発掘調査の作業員等の賃金でございます。次に第13節委託料でございますが1,200万7,000円を計上させていただいております。その主な内容といたしまして、史跡地の通常管理以外のものといたしまして、史跡藤ノ木古墳の整備に係るものとして、本年度も引き続き石室内の石材の動態調査を実施しますとともに、17年度より整備工事着手に向けて文化庁、奈良県とも協議していくために、これまでの整備検討委員会におきまして検討していただきました史跡藤ノ木整備基本設計書策定の委託料でございます。また、これまで公有化等、発掘調査を実施してまいりました町史跡駒塚古墳等の整備に向けた整備基本計画書策定にも着手する計画でございます。そして本年度は藤ノ木古墳が発掘調査されてから20周年を迎えますことから、その記念シンポジウム開催に伴うものでございます。次に第14節の使用料及び賃借料でございますが355万2,000円を計上いたしております。主に個人住宅建設等に伴う町内遺跡の発掘調査や公共事業及び開発事業に伴います発掘調査重機の借り上げでございます。次に第17節公有財産購入費でござ

いますが3億2,499万3,000円を計上いたしております。平成15年度より3カ年計画で実施しております史跡中宮寺跡の整備に伴います史跡地の購入費でございます。次の第22節補償補てん及び賠償金でございますが、史跡中宮寺跡の史跡地購入に伴います補償費として100万円を計上させていただきます。

次に、第5目、171ページでございますが、青少年野外活動センター管理運営費でございます。117万7,000円の計上でございます。例年7月から9月までの3カ月間の施設運営に要します費用でございます。

続きまして、172ページ、図書館管理運営費でございますが8,188万1,000円の計上でございます。昨年度末、地域、グループ校・園、図書館の三者で策定してまいりました斑鳩町子ども読書活動推進計画ができ上がりましたのを機に、地域、学校との連携を一層強めまして、子どもたちに適書とよい読書機会をもたらすことができるよう努力してまいります。また、高齢者の方々に対しましての映画会、大きな活字の本などを用意いたしまして、気軽に図書館を利用していただけよう工夫をしております。まず、第7節の賃金でございますが1,180万3,000円を計上いたしております。館長及び臨時職員に係ります費用でございます。次に第11節の需用費でございますが2,044万3,000円でございます。図書館利用者のニーズにこたえるべく、図書資料の新鮮度を保ち、情報提供用の資料の充実に努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。第13節の委託料でございます。2,128万円でございます。図書館施設管理委託といたしまして、いかるがホールと図書館費用を面積案分いたしまして算出されました費用1,453万9,000円が主なものでございます。

以上、これらの社会教育費の合計額は5億6,261万7,000円となっております。前年度と比較いたしますと1億3,863万円の増となっております。

続きまして、174ページ、保健体育費でございます。第1目保健体育総務費では2,761万円を計上いたしております。すべての人々が幼児期から高齢期に至る生涯の各時期において、いつでもどこでも身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進を図りますために、各種のスポーツ教室や競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化、高度化に対応するために、各種スポーツクラブの育成等を行っていくことといたしております。本年度も、176ページでございますが、19節負担金補助及び交付金で、体育協会に184万円、またいかるがの里・法隆寺マ

ラソン、斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして300万円の補助を行い、支援してまいりたいと考えております。

次に、177ページでございます。第2目町民体育大会費でございますが129万3,000円を計上いたしております。大会を通しまして町民の皆さんの健康、体力の推進とスポーツに対します関心を高めるとともに、大会に参加し、楽しんでいただくことにより、その親睦を図り、明るいまちづくりに結びつくような大会にしていまいりたいと考えております。なお、17年度につきましては4月24日に開催する準備を進めているところでございます。

次に、第3目健民運動場費でございますが291万1,000円を計上いたしております。屋外スポーツ施設の中心的拠点でありますことから、屋外スポーツの振興を図る上で良好な状態で利用していただくため、管理運営の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、178ページ、第4目町民プール運営費でございますが704万1,000円を計上いたしております。平成17年度も7月1日よりオープンすることで計画いたしておりますが、事故なく安心してご利用していただけるために、その管理運営と運營業務委託料、そして光熱水費が主なものでございます。本年度も事故のないよう細心の注意を図りながら運営をしてまいりたいと考えております。

次に、第5目生涯スポーツ推進事業費でございます。64万4,000円を計上いたしております。幼児から高齢者までスポーツに親しんでいただくため、各種スポーツ教室を開催する計画でございます。

次に、179ページでございます。第6目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございますが2,688万8,000円を計上いたしております。住民の健康、体力づくりの推進、スポーツレクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用していただくためには、スポーツ活動の拠点でありますことから、常に良好な状態で利用していただけるよう適切な管理に努めるとともに、老朽化してきております施設の維持・補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、これらの保健体育費の合計額は6,638万7,000円となっております、昨年度と比較いたしまして129万6,000円の増となっております。

以上、簡単でございますが、教育費に係ります予算の概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○森河委員長 第9款教育費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の145ページから180ページまでです。木澤委員。

○木澤委員 まず、予算書の145ページなんですけれども、心身障害児童生徒就学指導委員会委員報酬というのが、これ人数的にも12人が6人と半分になっているんですけれども、これはどういった考え方によってこういうふうになっていくのかというのが1点と、次に149ページ、先ほども説明があったんですけれども、一般職員給料のところで1人退職されたということで、この補充ということは考えていないのか。これ後で幼稚園の方でも1人退職されていますけれども、その体制についてもあわせてお聞きしたいと思います。

165ページ、次に、公民館館長の報酬がここで上げられてます。専任の館長を置くということなんですけれども、どういった方をお願いをされているのかということ、まずこの3点についてお聞きいたします。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まずご質問の1点目の、心身障害児童生徒就学指導委員会の委員の報酬の中で、6人の内訳ということでございますが、委員19名おられる中で、支払われる分が6名という形でございます。この内訳につきましては、校医2名、民生児童委員2名、手をつなぐ親の会、育成会の方1名、療育指導の方1名ということで、あと残りにつきましては、学識経験者、学校の行政機関、学校長とか公的な中和保健センター等の職員でございまして、それ以外につきましては公費では支払っておりません。以上6人の支払いということでございます。

それと、2点目の149ページの給料で一般職給料でございます。これにつきましては平成16年度が9人で本年度8名ということでございまして、給食調理員が正職1名退職ということで減で8人ということでございます。それにかわるものとしたしまして、臨時職員で対応したいと考えております。以上であります。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 3点目の165ページ、報酬の中の公民館長の設置についてということだと思います。この件につきましては、昨年1年間、職員の兼務ということで、課長補佐が兼務していたわけなんですけど、公民館を運営してきたところでございますが、公民館の運営等をやっぱり考えていく上で、専任の館長を設置するのが一番いい状態で

あるのではないかなという判断から、今回館長を設置させていただきたいということでお願いしたものでございます。

済みません。元役場の職員でございまして、以前、社会教育課の課長をしておった退職者をお願いをいたしております。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 申しわけございません。もう1点ございました。160ページの幼稚園費の中の給料で、本年度15人ということで1名減ということになっております。幼稚園教諭1名が退職によります減という形になっております。それにかわりまして、あと補充という形で臨時職員ということで補充を対応してまいりたいと考えております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 退職された方については、臨時職員という補充をしていただけるということで、体制的にはそういった形になるかなというふうに理解はさせていただいております。

公民館の館長の方ですけれども、元役場の課長をされていた方でしたら、住民さんに対しても配慮をしていただけたと思いますので、その点についても今後注意をしていただきますようよろしくお願いいたします。

続けてもうちょっと聞かせていただきたいと思いますと思うんですけれども、予算書の171ページ、青少年野外活動センターのことなんですけれども、これ指導員という項目がなくなっているんですけれども、これはもう置かないというふうに考えてよろしいんですかね。

それと、ちょっと戻るんですけれども、146ページの臨時講師、町費での臨時講師のところ、先ほど説明もありましたけれども、これは同じく小学校4人、中学校4人という体制をとっていただけたと思うんですけれども、ここも項目の中で指導員という項目がなくなっているんで、これ含まれていると思うんですけれども、それでよいのかどうかということと、あと先日駐車場の件で質問させていただいたんですけれども、今、学校の先生に関しては、今年度はまだ話をされるということで、実施まではされないというふうに聞いているんですけれども、ただこうして町費で講師を置いていただいている関係からいいますと、県費講師と町費講師とで町としてはどういう扱いを考えておられるのか、この駐車場の件に関して。これについても考え方を聞かせたいと思います。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 171ページ、青少年野外活動センターの指導員ということでござ

いますけれども、昨年はおっしゃいますとおり指導員という形で賃金で計上させていただいておりましたが、今年度、町子連のシニア部会の方をお願いをしていくということの中で、委託料の中へ23万8,000円という形で計上させていただいております。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 146ページの臨時講師賃金の内訳でございます。8名おられまして、小学校4名、中学校4名ということでございます。小学校におきましては常勤でございます。中学校におきましては常勤3名、非常勤1名ということで、これにつきましては非常勤1名につきましては、小・中一貫教育に係ります英会話指導のコーディネーターということで1名を入れさせていただいております。講師としては同等でございますので、よろしくその辺お願いしたいと思います。

それと、駐車場の関係でございますけれども、学校の県費の職員につきましては、今、前回にも総務部長の方からいろいろご答弁いただいたわけなんですけれども、今現在、学校側と調整させていただいているところでございます。その中で町費の講師の取り扱いということでございますけど、それにつきましても今現在、調整ということでございまして、町職員の駐車場の取り扱いについては、一応、今現在のとことっていくという形でございますので、そこらも加味しながら現在調整させていただいているということでご了解願いたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 駐車場の件なんですけれども、調整について考えていただいているということで、三郷とか平群の方では県費も町費も一律に取らないということ聞いてますんで、またそういった近隣の町村の状況も考えながら、見ながら、調整もいただきたいというふうに申し上げておきます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 ページ164の人権教育で地区懇とかされてるんですが、これいつごろからやられて、それでその成果としてはどうなんかということと、それと176ページの法隆寺マラソンの300万の補助金になっているが、実際、このいかるがの里・法隆寺マラソンは何か聞くところによると、正式な全国100マラソンか何か、そういう中に入っているということで、実際に総額っていうのはどれぐらいの費用、町としては300万出すんですが、実際に参加者からも聞くところによると、2,500円とか、そんなに大きな参加費も取られてるようなんで、実際それについてはどういう内訳になってるん

かということをお尋ねしておきたいんです。この2点、まずお願いします。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 まず1点目の、地区懇の成果といつごろから実施しているかということでございますけれども、地区懇の成果につきましては、長年、地域住民の方を対象にということで、各自治会回らせていただいておりますけれども、当初同和教育からということで始まってきたわけでございますが、現在、人権教育という形で、いろんな障害をお持ちの方など、その人権にかかわる教育を進めてきているという中では、子どもだけではなく、青年、高齢者等についても教育を進めておりますので、それなりの効果があったものと考えております。特に地区懇につきましては、全町民を対象にということで行っておりますので、広く一般住民の方に周知できてきているものと考えております。

時期でございますけれども、地区懇の当初実施した時期、後ほどちょっと調べさせていただいてご報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから2点目の、法隆寺マラソンに係ります総費用ということでございますけれども、ちょっとお待ちください。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 これは以前からいろいろと監査委員からもご指摘があったように、町ですべてをするというののもあれですから、全国的に見ますとやっぱり参加される選手は参加費とか、記念品等もございますから、そういう目的もございまして、そういう点では会費をいただくということで、何年か前から会費制度等にしてます。大体会費が3,000円ということで1,300人、それから町が300万、そして賛助会費というのか、広告物等、町内の方々等広告等をパンフレット等に掲載をしながらしておりますので、百二、三十万。おおむね750から800という形、750ぐらいということで、そのうちの参加者からは3,000円で1,300人ですから大体おおむね300何万ですか、町が300万、広告費百二、三十万ということでやっております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 僕、人権教育の地区懇のことを聞かせてもろうたんは、要は20年以上の多分歴史があるのかなと思うんです。ただ、人権教育、地区懇でやられてるんですが、僕はやっぱり実感したのは、今回、合併の有無の中で、人権にかかわるような合併についての反対みたいな部分が相当聞いたもんですから、だから地区懇で今までやってきたや

り方が、果たして、やっぱりちょっと形を変えて見直さなんちゃうかなという、私はやらんなんということで行政としては今までずうっとこれまでどおりやってたんですが、行事をこなしてるということの中で、やっぱりああいう合併みたいなことになってきたら、僕が思うに建前と本音があったら、合併のときに本音が出たんかなみたいな感じがあるんですから、やっぱり本音を変えるようなこと、なかなか言うのは簡単なんですけど、実際実現するのは難しいと思うんですが、地区懇の今のやり方自身が果たして成果があるのかということの中では、これ一旦、人権のこういう、いろいろな形で予算も組まれてるんですが、ちょっとやり方とか内容を僕は検討すべき時期やないかと。行政側としては今までやってきて、地域の人に知ってもらいます。確かにやっていることについてはそうでしょうけど、受け手側の実際住民がそしたらそれぐらいの認識が、多分20年も30年もかかってこれずうっとやって、多分地域についたらもう二、三回以上は地域としては全町を回ってんのかな。でもやっぱりそういう人権にかかわる問題についてはなかなか、建前の話し合いの中ではそうですって言っても、やっぱり本音の部分ではなかなか変わらないんでは、だから難しいことやと思いますんやけど、まず行事として、町の今まで、これまでやってきた人権教育っていうのを一定のご破算にして、違う角度から何か検討してもらおうようなことをちょっと検討してほしいなということで思います。

それについて、町としてはそれは聞かれたら、いや、成果は上がってますっちゃうことになるんでしょうけど、現実的に私自身が町内を、特に合併問題でいろんな話聞かせてもらう中では、いや、人権教育ってなかなかやっぱり難しいなということも思いましたし、こういうとこで人間っていうのは本音が出るんやっていうことで思いましたんで、それはちょっと検討していただきたいなと思います。

それと、私は法隆寺マラソンで、この参加費が高いとかいうんじゃないくて、こういうのは当然参加費を出してもらって、それでしてもらってることは非常にええことやし、1,300人で300万の町が助成をして、全国から人が集まってくる。斑鳩町のPRの中ではええと思うんですけど、ただ、何か聞くところによると、今はきちっと一人一人チップを渡されて、何でそのぐらい大会としては各種団体が結構コースの誘導なんかでボランティアで皆ずうっと立ってるわけですね。そしたら、そんな人には全然そういう、全くのボランティアですから費用がかからない中で、どういう形でそういうのが使われてるのかなというのが疑問やったもんですから。聞くところによるとチップを、

各個人個人のタイムをはかる、それは非常に参加者には好評なんやけども、業者に委託してこうチップを渡して各自にタイムを記録してもらおう。そのチップ代が相当高いんやっていうふうな話を聞いたんで、その辺のところは、例えば全国的にどこでやっているようなところでも同じような値段なんか、それとも斑鳩はたまたまずっとこれまで随契みたいなど形でそういう業者をしてたのかという、その辺の運営についてはどうなんですか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 人権教育につきましては、ちょっと年度、今定かでないんですが、斑鳩町の同和教育推進協議会が結成されて以降、地区別懇談会は実施してきたというふうに思っています。それ以後、ずっと各自治会を回りながら人権教育、あるいはそのときは同和教育地区別懇談会ということで実施してきたわけでございます。確かに意識的には徐々に変わりつつあるというふうに思っています。今までにやっぱり面と向かって差別発言されていた方、これは内向していると言えればそういう語弊があるかもしれませんが、やっぱりその辺はいろんな研修会で出てきて、勉強していただいて、そして自分もそれに基づいて、発言するというようになってきますと、やはり自分の意識というのは大いに変わってくるというふうに思っています。

最近では、人権教育という形になりまして、今度から、もちろん部落差別というものも根底にあるわけでございますが、やっぱり女性差別とか高齢者に対する差別とか児童の虐待とか、そうした今の社会の中で弱者に対してのいろんな問題がございます。そうした問題について今、地区別懇談会の話題として持ち出していっているわけでございます。そうした中での学習でございます。

そうしたことで、確におっしゃるように数字的に見ますとやはり懇談会に参加される方は非常に少ないというのがございます。一方で、指導者研修会ということで、各自治会の推進員さん、あるいは団体の代表者等参加いただきまして、年間6回ほど研修しているわけでございますが、これについてはやはり60から70%のご参加をいただいているというふうに思っています。

いろんな方法はあるかと思いますが、どこでも地区別懇談会で苦労してるのはやっぱりなかなか人が集まってくれないと、これはもう当初やりかけから今も同じような状況であるというふうに思います。そうした中で、どんな方法がいいのか、またそういったものも十分検討をしていきたいというふうに思っています。

それから、マラソンにつきましては、そんな、費用的には3,000円いただいておりますが、ほとんどもう参加費の記念品とかあるいはゼッケンとか、そういったもので、あるいはプログラム、そういったもので、ほとんど参加者にはその費用分は返しているというふうに思っています。そしてチップにつきましては、これは以前はこういうものなしに記録を大時計でとって、全部が記録、手で手作業してきたということで、記録を出していくのが非常に時間がかかったと、こういうことで、参加される人たちについてはもう早いことその記録を欲しいと、こういう希望、要望が非常に多く見られました。そうした中でこういうチップの制度が出てまいりました。活用をさせていただいております。これはこのチップをやられておるのはもう独占企業さんみたいなもので、もう1社しかないと聞いております。そうした中で、本年度も実施いたしましたけれども、30分あれば全部記録が出てまいりますし、あるいはそれに伴って賞状も一緒に出る。そして個人にも記録の刻印したものがすぐに渡される、到着したらすぐに渡せるような状況になってきてまして、選手たちにとっては自分の記録がすぐにわかると、そういうことで入賞しない方については、まあそのまま早く帰れるというふうなこともございますし、非常に選手たちにとってはそうした事務処理が早くなったということで、好評をいただいているところでございます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 ちなみにこの費用というのは全体の経費から見るとどれぐらいかかってくるのですか。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 ちなみに今回実施いたしました大会の運営費の中で、この委託料で238万円の費用が出てます。ただしこれ、チップだけでなしに仮設のトイレとか、その他いろいろ警備関係で入っております、ちょっと今、チップだけのもんは出てないんですけれども。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、僕は聞いたときには半分ぐらいそのチップ代で占めてるのかなという感じがしてたものですから、それでそれぐらいの金額ではなかったんですかということですね。

それと、以前から私ずうっと予算委員会、決算委員会で言うてることなんですが、町のスポーツ施設の中で、私は基本的に使用される方が幾分かの受益者負担をされるっ

ゆうのは、これは当然のことやと思うんですが、ただそれとともに、斑鳩町の場合には、やっぱり他町に比べて使用料というのは格安だと思うんですね。だから、よそからでも、特にテニスコートなんかやったら結構よそから来られる。大体よそは500円とか1,000円っていうのが1時間当たりの単価ですから、斑鳩町の300円というのは非常に安い。その中で、やっぱり自分たちの、斑鳩町の施設について利用者が当然金を払ってもらうんですけど、それ以外にもたまには清掃とか、その施設を整備するようなことっていうのは、僕は考えるべきやないのかな。単に、金払うたからそんでええんやという感覚じゃなくて、もうちょっと地域のために、自分たちが利用している部分について、年に1回か2回、そういう機会を私は設けるべきやないかなと思うんです。特に思うのは、神南のテニスコートなんかは土のコートなんですけど、我々が所属している例えばクラブとしては、定期的に草刈りもやりますし、それとラインが切れたら自分たちでならして白線を打ち込んだりとかしてるんですけど、どうも最近、テニスコートの使用のわからない人が使われて、雨でぬかるんできてもテニスやる。そしたら実際に乾いてしまったらもうでこぼこでテニスができへんような状態が、去年あたりから何回かやっぱりそういうの続いているんですね。それはやっぱり、本人が雨降ったときには土のコートではテニスしたらあかん、あるいは下がぬかるんでいてもしたらいかんって何か、そういう通常からいったら当たり前のことが理解されてないっていうことの中では、私は当然そういうテニスコートを利用されるときには必ずかぎをもらいに行くときに名前と住所と書いて、かぎをもらうわけですから、町としてはちゃんと利用される方の名前というのは、代表者ですが、把握されているとしたら、私は年に1回か2回、最低2回ぐらいやっぱり草刈りとか土を入れてちゃんとコートを整備する。そういうことは利用者として、特に神南のコートっていうのは無料なんですけど、最低限それぐらいはやっぱり私はさせるべきやということではずうっと言ってたんですが、一向に教育委員会としてはそういう活動はされてません。私自身はごくごく簡単なことやし、利用される方の名簿もわかってるし、連絡さえして年に2回ぐらい集まってもらうて、それぐらい、そんなに大して費用はかかれへんと思いますし、私は利用者の、町の施設はみんなの施設やっていう、あるいは利用する方がそれなりのやっぱり最低限、スポーツマンとしてのマナーが必要やということを感じてもらいたい意味からも、ぜひしてほしいと思いますが、ちょっと答弁してください。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 西谷委員から以前からもそういうご提案をいただいております。私もそういうふうに指示をしていく方向でございますが、本年度、17年度に向かってまた体育館等の使用の団体の申し込みを受け付けいたします。そのときの説明会の中で、年に一、二回、各クラブの協力を得て、体育館の周辺、今おっしゃってるテニスコートも含めて、あるいは県民グラウンドも含めて、そうしたご協力をいただけるように説明会でお話をさせていただいて、こちらの方でできたら予定を組んで、受け入れしていきたいというふうに考えておりますので、またひとつご協力方よろしくお願ひしたいと思います。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 結構でございます。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 178ページの町民プールの運営費なんですけれども、使用しない9月から6月までの管理についてどう考えておられるのか聞かせていただきます。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応休業中の管理ということでございますが、建物等につきましては警備会社に委託いたしておりますし、定期的に巡回等をする中で、施設の管理は行っているという状況でございます。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 定期的にやっておられるということなんですけれども、月に何回程度やっておられるのか。内容、わかってたら言ってください。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応、社会体育の担当職員が日常業務の合間を見て、すべての社会体育施設、巡回してるわけでございますけれども、今、巡回しているのは大体週に少なくとも1回は町民プールのあたりも巡回はしていると思います。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 週に1回やっておられるということやな。

これ去年なんですけれども、中へ入って遊んでるのを見かけたり、私のことだから、おりていって注意はしたんですけれども、やっぱり何かあったら困るんで、ぜひとも今、週に1回って聞きましたんで、これ安心してまんねんけど、必ずこれをやってもらうように、よろしくお願ひしたいと思います。もう答弁は結構ですんで、どうぞよろしくお願ひします。

○森河委員長 浦野委員。

○浦野委員 146ページですが、小・中一貫教育に関して今、現状ではどのように研究されて、どのような方向になっているのかが1点。

それと、ホームステイ、国際感覚を磨くという意味では非常大きな役割をすると思うんですけども、20万の計上されてるんですけど、これの運営の実態。

それと、174ページの図書館、図書購入ですけども、毎年蔵書されてると思うんですけども、図書を購入する際にいろいろ委員会があつて議論されて、補充されてると思うんですが、私、個人的に図書館もよく利用しとるんですけど、なかなか調べたいものとか、ちょっとマニアックな調べ物をするかもわかりませんが、なかなか自分の思うような図書がないんです、はっきり言ひまして。で、またほかの図書館へ行ったり、またはインターネットで調べたりというふうになるんですけど、図書の蔵書はその自治体の、私、一つのバロメーター、レベルのバロメーターじゃないかなと思うんですけども、その辺十分検討して図書を購入されているのか、その点、3点聞かせていただきます。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず1点目の、146ページの報償費の中の小・中一貫教育の関係でございますけれども、今現在の状況といたしまして、平成16年度におきまして小・中一貫の連携をとということで、各5部会の研究部会を設けまして、小学校、中学校の9年間の義務教育の充実を目指しまして、今、調査、研究をしていただいております。それらの研究の成果を受けまして、平成17年度の実施に向けまして、英語によりますコミュニケーション能力の育成を目指した英会話教育の実施、並びに小学校、中学校の児童生徒の計画交流の実施、さらには小・中学校一貫した9年間の義務教育の中での斑鳩ということで、斑鳩の教材を育てる、我が町斑鳩に住む喜びを感じていただいて、さらに個性的、自分の生き方等、望ましい人間等の関係をつくり出す育成につきましたの実施に向けまして、平成17年度として考えているところでございます。それらに係ります報償費につきましては36万円計上させていただいておりますけれども、これにつきましては英会話教育ということで講師を招いて、実践していただくということへの報償費でございます。

次に、ホームステイの協力者の謝金の20万円の内訳でございますけれども、これにつきましては、昨年ジェトロ、日本貿易振興機構という機関がございまして、それとユ

ネスコ協会の協力によりまして、海外の講師を、先生方をお招きし、欧米式の英語授業の模擬授業を行うということで、昨年実施させていただきました。それらの先生方のホームステイ先への受け入れということでの謝礼金として、16年度は10万円、本年度20万円ということで10万円上がっておりますけれども、そういった形で歓迎式も行う中で費用という形で計上させていただいております。昨年7月3日から4日間の間で実施させていただきました。本年度も7月の初旬で予定させていただいております。昨年度実施した中で児童生徒並びに先生方につきましては、実際の欧米の教師の生の英会話を聞いて好評であったということで聞いております。以上でございます。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 図書の購入についてということだと思います。図書の購入につきましては、一応住民のニーズに合った図書の提供ができるようにということを考えておまして、特に雑誌、新聞、視聴覚教材などを含めまして、年間で約2,000万円程度の費用をいただいております。その中で特に一般住民受けする図書、それからリクエストの多い図書などが主に購入の対象になるんですけども、その中には教養図書とか、それから今言われました専門書的なもの、特にマニアックなものというようなことになってまいりますと、やっぱり数が少ないというのが現状ではないかなと思います。ただ、そのようなものにつきましては、図書館の方で司書に申し出をさせていただきますと、他の図書館からそのリクエストを取り寄せるということが可能でございますので、またそういうことがございましたら、そういう方向を示していただければと思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 今の図書館の図書の件ですが、講評でも代表監査委員さん、おっしゃってますね。そのことご存じですよ。だから今、浦野委員が実際、私は自慢するんじゃないけど一回も利用したことないんですよ。浦野委員が利用されとって、そういう思いがあるということでしたら、なぜこの代表監査委員さんがおっしゃっているようなことを理解してやるべきやと思うんですが、その点について担当者はどう思っておられますか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 図書というのは難しい収集の方法だというふうに思います。これはそれぞれ町立図書館と県立図書館あるいは国会図書館の収集方法も違いますし、斑鳩の場合はある意味斑鳩町の特性といいますか、そういうものを目指した図書館の運営というのを

思っております。そうした中で、やはり斑鳩に関する資料につきましては、古い本であってもそろえていこうと、こういうことで、古書の書店に行ったときにはやっぱり斑鳩という名前の載ってるものについてはすべて購入してくると、こういうことで、地域の図書については、地域に係る図書についてはそれで購入をさせていただいています。

あと、今おっしゃっていただいておりますように、確かに専門書というのは少ないかというふうに思います、浦野委員がどういう図書をお求めになったのかちょっとわかりませんが。そうしたときに、2,000万円の中でやっぱり年間六、七万の本が出ているわけですので、その中でやはり斑鳩にふさわしい、合った本といいますか、あるいはまた、住民の皆さん方が希望される本ということで選んでまいります。そういった中で、浦野議員がお探しの本がたまたまなかったということにもなってくるかと思えます。そういった意味で、今、課長申し上げましたように、県立図書館とかあるいは三郷、田原本、広陵、ああいったところの図書館と連携をとりまして、お互いにあるものを融通し合うというようなことも、図書館協議会の中で取り組ませていただいております。そうしたことを充実しながら、住民の皆さん方のご要望にこたえていきたいというふうに思っております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 代表監査委員さんはどういう意味で言うと言われるのか余りわからないんですよ。ただ、これを読ませていただく限り、司書と館長の判断でリクエストなどを参考にされておりますがということで前置きしておられる。だから、あと、時々全体を見て異常な発注がないかどうか目で見ると。時々やった方がいいんじゃないかということは、これも責任者ということ、どちらになるんか知らんけど、図書を入れていく中での。それはこういう講評をいただいてからどのようにして考えておられますかということ聞いておるので、ちょっとお願いをします。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 私どもとしては、購入されるリストをいただくときに、こちらの方に回ってまいります。そうした中で購入を決裁するわけですが、やはり本の選定についてはこれはもう司書であります専門職が日々の業務の中で、住民の皆さん方の希望といいますか、そのときの傾向というのがある。そうしたものを分析しながら発行されている本の中から選出して、選定すると、こういう方法をとっていただいております。特に斑鳩町にふさわしくないというような本があれば、これは当然そういった意見も申し上げてま

すけれど、いずれにいたしましてもやっぱり監査委員さんがおっしゃっていただくのは、その購入に際して図書館任せにするなど、こういうご指摘であったというふうに思います。そうした意味では、すべて購入時に教育委員会の方に決裁が回ってくると、こういう状況でございますので、そうした中で今後もチェックをしながら適正な図書あるいは斑鳩にふさわしい図書の購入に努めていきたいというふうに考えております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 続けてです。そしたら、同じく、学校での消耗性の備品、それについても雑な利用になっていないか、時々見てほしいと言っておられますので、その点もお願いしておきます。それと、給食で正規職員と臨時職員が13対10だということで、将来、外部委託をしようと思っておりますということで、代表監査委員に答弁されておりますが、外部委託というのはどういう状態を想定されているんですか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これはいろんな方法があるんじゃないかなという気がいたします。まだ、十分調査に入っておりませんので、今のところ詳しくは申し上げられませんが、例えば、人員の派遣をしていただくという委託がございます。人だけを派遣していただいて、そして給食調理室で調理をしていただくという方法と、あるいは給食室で、全体の運営をどこかの給食会社に委託して運営していただくというような方法があるのではないかなと思います。まだ他にもあるかもわかりませんが、私の思いの中で、そんな方法が出てくるのではないかなという思いをいたしております。今後、他町村でそういう委託をしておられるところも若干ございますので、そうしたところの状況を十分調査させていただいて、そして、委託についての研究をしていきたいというふうに考えております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 教育長がそのように考えておられますということですが、将来ということで、将来、外部委託をしようと思っております。このときも代表監査委員さんは正規職員と臨時職員のその仕事の内容について、疑問を持っておられたということで、とりあえず答えておられるのかなと、そしてまた、将来というのは遠い将来やと、私は今の答弁で感じております。いや、そうじゃないんやと、そしたらいつごろまで、まずその外部委託の仕方についても、今、教育長がおっしゃったとおり、いろいろ複雑な問題が出てくると思います。その中で、いきなり外部委託というのよりは、もう一つ、センター方式、自己方式をやめてということでね、私はまだ議員になる前に、PTAをいろいろさせて

いただいたときには、その会員さんにはいろんなこと言ったんですよ。町の財政的に見れば、センター方式の方がずっとやりやすいんだ。やりやすいし、給食費の処理の仕方、当時、今の助役さんが教育長でしたので、盛んにやりやったという記憶があるんですが、そのときは、やはり子どもらのためには自己方式がいいということで、ただ、そのときには事件も起きましたし、異物混入ということもありましたし、いろんなこともありました。自己方式で来られてたということですので、あと、改善できるという、改善というんですか、今の時代ということになれば、正規職員より臨時職員という形をもってされているということですので、外部委託ということについても、いろいろなやり方があるということはもちろんわかりますが、できるだけ早く、どちらかに結論をつけて、そして、そうする場合も今の正規職員の取り扱いについてはやはり特段の配慮が必要やと思いますし、それに対する経費等を考えて、迅速にやっていただきたいと、そのように申し上げておきます。

そして同じく、幼稚園費のことについては、私はもう触れないでおきますので、公表については一応これで終わって、ほかのことで、先ほど木澤委員がちょっと聞かせていただいた件なんです。165ページの公民館長の報酬ということで、あれ大分前かなと思うんですよ、その公民館長を廃止したのは。だけど、たしか先ほどの答弁で、1年間、職員兼務してたわけでごさいますて、1年間だけだったのかなというふうな記憶があるんです。それで、今、改めて、そしてこの公民館の館長、当時廃止するというんですか、職員兼務でいくというときの思い、なぜそうして公民館長を別に置かなくていくんだと、そのときの議論がちょっと今、あんまりないんですが、やはりいろんな財政面のことも考慮されたということでしたと思うんですが、それが改善されたから公民館長を置くんだと。しかも木澤委員が聞いたら元職員やと。しかも社会教育課長をしてた人。だれだろうなというようなことも考えながらね。何かその人の職を、職探しに町がこうして用意するような思いがしてしゃあないんですよ、はっきり言って。もう率直な意見ですよ、大変失礼かもわからない。だから1年前に、どういう思いでこの公民館長を廃止されて、職員の兼務、それでいこうとされて、そのことがもう改善されたから置くようになったというのか、いや、やっぱり兼務では住民に対して不利益になるというんですか、不備があるというふうな1年間の、職員の兼務ではできなかったと、はっきりとそれを反省されてのことなのか、そういう事象があったのか、ちょっと明確に教えてください。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 公民館の館長につきましては、小野委員おっしゃっていただいているように、昨年に町職員を、本庁生涯学習課の課長補佐を館長と兼務させておったと、こういうことでご答弁申し上げて、1年間やっていたわけですが、そうした中でやはり日々人の出入りというものが非常に多くございます。そうした中で、すぐに即決、その場で解決しなければならない課題、問題も出てまいっております、そうした中で、たまたまその日、毎日なかなか行けないという状況でございますので、そういったときにたまたま問題が発生してくる。こういうふうな状況でございます、また臨時の方々ばかりでございますし、今回もまあ、元職員であっても臨時でございますけれども、そうした中でなかなかまとまりがつかないというのが現状でございます。そうした意味で、今回お願いいたしますのは、いろんな人を当たってみたものの、やっぱり生涯学習、社会教育に経験のある方を選ぶことが、公民館運営に非常に有利ではないのかなと、あるいは効果があるのではないかなと、そういうことから、たまたま元職員にそういう人がおられたと、こういうことで依頼をし、来ていただくということになっております。確かに財政の厳しい折ではございますけれども、そうしたことも考慮しながら、公民館の運営充実に当たっていきたい。それでまた、西・東の分館の館長も兼ねていただくと、こういうことでもございますので、やはりそうした公民館の中でいろんな対応をしていくと、あるいはまたそういう経験を持っているという方をお願いしたいと、こういうことで来年度からまた館長を置かせていただいて、そして生涯学習の拠点であります公民館活動の充実を図っていきたいというふうに考えます。以上です。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 たしか昨年だったと思うんですよ。ここのスポーツセンターで大きなイベントがされておったんです。私はたまたまその中央公民館の方へ車をとめなきゃいけないことがあって、裏から回っていったんですよ。そしたらガードマンがいて、中央公民館の駐車場入れないって、バリケードしてる。そこへ行くのに。そしたらそのガードマンが、通せということで言うて、中へ、中央公民館で、なぜあこガードマンにさせているのか。そしたらセンターでのイベントのガードマンで、職員さんですわ。元中学校の先生だったかな。どういふことやのって。そしたら、何でここへ入れんのにだめなんやということで通せと言うたときに、そのガードマンがコーンをけ飛ばして、通れと言わんばかりのことしてたから、何をおまえなめとるんだということで、それで公民館の責

任者、話ししに来いと言った。そやけどその人は私は館長違います言うたんです。ああ  
そうですかい。そしたら、職員で臨時で前からおられる方が一緒についてきたんです。  
全く無責任です、その人は。前からおられる方ですよ、女性の方で。わかりますやろ、  
それ。そのときに、私は館長だれやねんということを聞いたら、課長補佐やということ  
で聞いたんやけど、その後はもう黙ってましたけどね。それで、そういうこともありま  
すねん。そういうこともあるから、今度責任の持てる館長を置くということなんでしょ  
うけどね。なぜ、去年やったことで、そういうことは私は問題と言うてませんよ。それ  
はもうその職員が悪いんですよ。臨時職員が悪いんですよ。無責任で、あの人が館長で  
あってもよう采配しないんですよ。認識しないからですよ。

そのところはさておいて、その今、次の候補者ですね。その方は町の職員を、聞いたら  
社会教育課長の経験もあるということなんですが、その職員を退職されてから現在、ど  
ういう仕事されてんですか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 現在、いきいきの里で責任者として仕事についていただいております。そ  
の方に、その中に少しこっちの方に回ってくれんかということで、これは町長の方にも  
無理をお願いいたしまして、そうした経験者を配置したい、ということで、無理にこちら  
の方に来ていただくということでお願いをいたしております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 いきいきの里の方へだれを後がまに考えてるんですか。余りにも職員の退職  
者をそういうところへ何か配置し過ぎると私は思うとるんです。もう典型的な何が、はっ  
きり言うて、その人の名誉かかわるかわかりませんが、社協の常務理事に職員をずっ  
と置いていくというような、外部団体にそうして持っていくというのも、これはやっぱ  
り考えてもらわないかんと思います。だから、その公民館館長を置くという必要性、そ  
れはわかります。だけど、やっぱり住民の目から見たら、退職職員が余りにも優遇され  
ると、そのように見えるんですよ。だから、教育長が今1年間兼務で、やはり住民に  
対して不都合があったということで、また改めて館長を置いてしっかりと対応してもら  
おうというその姿勢は、私は了とします。ただし、その人事について、現在その人が町  
のどこへ行っておられるんですよ。そこから連れてきて、またそこへだれを入れるん  
ですか。そういうこともあるということで、余り好ましくない。置くことに対しては私  
は了とします。

それで、余りそれでいうたら名前も皆わかりますねんけど、その人に対しても悪いと思いますけども、最近の町職員の退職者を優遇し過ぎていると、私はそのことを意見として申し上げておきたい、この件に関しては。

それと、その同じページで、補助金、各種団体への補助金とか助成金があるんですが、これはほとんど前年度と同じように組まれております。このことについても別に組めるんだからいいだろうなど。だけど今までからの話の中で、助成金とか補助金、そういう団体に対してしっかりもう一回精査し直してるんかということで、そのことだけは私は必ずこの予算を組むときにその団体、1年間のいろいろな活動内容とか、そういうのに対してどのように精査されとるんですかね。1件ずつやっぱり当然やっておられたと思うんですが。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これも財政、予算のときに当然財政の方からそういう資料の提出を要請されます。過去3年間のその団体の決算の状況をあらわす書類で私の方も確認させていただいておりますし、またそれぞれの団体が総会で歳入歳出の報告された総会資料等というものをこちらの方に提出していただいておりますので、そうした中で十分、中の確認はさせていただいております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 前もっていただいている関係資料の16ページ、これは偶然かなと思うんですが、今、私が申し上げてるのはほとんど比較ゼロですね。それでその下の方にある、先ほどほかの同僚委員の方も言ったと思うんですけども、いろんな体育系統の、それらがわずかでもマイナス、△が並んでますよね。それでその中で今、公民館分館活動用の補助金がプラスになるという、こればっくと見てたら何でということになるんですが、なぜこんなきれいにすみ分けが、すみ分けというんか、できるのかなと疑問です。余りにも、これはその団体について申しわけないけど、レベルでやはりそれでやってもらいたいという思いはわかるんやけど、何かこの分についてはもう検討なしで据え置きというように、どこかにそういうもんが図られてるんじゃないかなと疑問に思っとるんです。そして同じ、いろんな県民体育大会の参加助成金とかそういうもの、こっから下の方、下のという表現は悪いんですが、そういうものに対してはマイナスになっておる。何か不自然と思いませんか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 見方もいろいろあるわけです。こういった国民体育大会の参加費、あるいは郡民体育大会、県民体育大会等につきましては、これは16年度の実績の中で精査されているというふうに思っています。確かに公民館の分館活動については公民館としてまたひとつそういう活動に取り組みたいと、こういう希望があったということでこれひとつつふやして、昨年よりふえていると思っています。他の団体については今も申しあげましたように、それぞれの団体活動運営に十分その活動をしていただいていると、こういうことで、前年の予算額を計上させていただいております。それからもう一つ、青少年健全育成の助成でございますが、これは精査した中での減ということでございますので、引き続いてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 活動内容の精査、もちろんそうしてされておりますし、その総会なんかにも出席されて、その助成金なりが正確に使われてるということを確認した上での再度の助成だと思んですが、やはりその団体の長の行動についてもやはりメスを入れてもらいたい。そのようにだけ申し上げておきます。

それで、169ページの委託料、史跡藤ノ木古墳発掘調査20周年記念ということで、何か事業を企画されておるみたいなんですが、もう早いもんで20年たっております。その間、どんだけ変わったんかなというのは、私もそのときの議長として検討委員会にメンバーで参加させていただいておって恥ずかしいなと思っと思ったんですが、もう20年たって何ら変わってないと。それで、この事業はどのようなことをされるのか、ちょっと教えてほしい。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 史跡藤ノ木古墳発掘調査20周年記念事業でございますが、昭和60年に実施されました藤ノ木古墳の発掘調査から20周年を迎えるに当たりまして、今回記念事業といたしまして、いかるがホールの方でシンポジウム並びにパネル展などを開催して、多くの住民の方に文化財についてまた周知していこうということで計画しているものでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 藤ノ木をどのようにして整備しようかということで、いろいろ検討されて、まだはっきりと住民の目には見えてこないということで、それで発掘されて20周年やということで、何もする必要ないのかなと。29万1,000円も使ってね。そこで私

らも整備がまだ進みませんで、だから皆さん協力してくださいやというのか、もう20年前にこれこういうのが出ましてん、だから忘れやんといってくださいと、そういうシンポジウムを開くんかなと思ひましてね。全く20周年というのは、とか周年事業というのは、やはり何かをきちっと終わってからの話で、そこから20周年とか10周年とかのこととかするべきで、まだ途中なんですよ。目的、発掘したんが目的じゃなくて、その発掘したことによってこれだけのものがあるからどれだけ後世に残すんや、どれだけを整備するんやいうことでもっとそちらに力を入れて、恥ずかしいような事業と私は感想として申し上げておきます。そこらのことで、やはりもっと真剣につちゅうか、もっと早く住民の目に見えるように出してもらいたいと、そのようにお願いしておきます。それで終わるときです。

○森河委員長 暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

そしたら、教育費の質疑は終わりました。

(「終わってないがな、まだ」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 そしたら、次に入るまでに暫時休憩します。

(「何時までだ」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 15分。午前10時55分まで休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

先ほどに続いて教育費の質疑をお受けいたします。三木委員。

○三木委員 3点ほど伺います。一問一答でお答えいただきたいと思います。

まず、先ほど木澤議員からも、ちょっとごめん。青少年野外活動センターの件です。何ページだ。171ページでございます。ここですが、今年度117万7,000円とっていただいておりますが、まず今年度わかる範囲でいいので、まず利用状況をお聞かせいただきたい。

それから、13の委託料の件で59万3,000円、これ予算のうち半分近くここで占めてるんですが、この委託料と草刈り委託料、これも非常に広い場所なので草刈って

るんだらうと思いますが、ちょっと後でまた質問しますので、この年何回刈ってらっしゃって、どこに頼まれているのか。

それと、利用状況を聞かせていただいた後になるんですが、多分ここ、利用されてれば使用料取る、利用料取ってんじゃないかと思うんですけども、取っておられればその辺のところもちょっとお聞かせいただければなと思うんです。その点お願いいたします。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 171ページ、青少年野外活動センターの管理運営の中で、野外活動センターの利用状況についてでございますが、平成16年度につきましては7団体、223名の方のご利用がございます。

それから、2つ目の委託料で、草刈りの委託料の状況ということでよろしいですね。一応シルバーの方をお願いいたしておりまして、園地並びに進入路等の路肩の周囲、すべて1回ということでシーズンのオープン前に草刈りを実施いたしております。

それから、活動センターの使用料の件でございますけれども、使用料につきましては無料ということで徴収はいたしておりません。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 運営業務委託料、これの内容を聞かせてください。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 これ、委託料23万8,000円でございますけれども、先ほど木澤議員からもご質問ありましたように、野外活動センターの方は指導員ということで、町子連のシニア部会の方に、去年までは賃金で上げてたんですけども、今回から委託料で計上させていただいております。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 次に、176ページ、体育協会と町民体育大会の件でございますが、まず、体育協会の補助金、これ184万、多分これが全部であろうと思うんですが、違ってれば、ほかにあればちょっと教えていただきたいんですが。

まず、体育協会の日常というか、日ごろの動き、運営なんですけども、マラソン大会であるとか、それから町民体育大会とか、それからゴルフ大会であるとか、そういったときに同じユニフォームを着て帽子かぶって、非常に積極的にご協力いただいているという部分もあるんですが、日ごろのこの運営についてどのようにとらえておられるのか、お聞かせいただけますか。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 まず、1点目の体育協会補助金でございますが、予算に上げてますように184万円ということで、それ以外に補助ということはございません。

それから2点目の、体育協会の組織といいますか、運営の関係でございますけれども、今、委員さんお申しの様に、町の町民体育大会とかそれからマラソン、そこらも全面的に協力もお願いしてまして、それ以外に町内で実施しています各種競技大会の大会運営等については、一応体育協会の方へお願いいたしまして、その中で運営をしていただいているというのが実態でございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 そうしますと、今の答えで見ますと、体育協会なるものは、そういったマラソンに対してだとか、各種スポーツ競技の運営等にかかわってお手伝いしてるというふうに聞こえてるんですが、体育協会自体の役割というか目的というのは、そういうことだけなんですか。私はもうちょっとそうじゃなくて、体育協会というんですから、斑鳩の体育の健全化育成とか、今後どういうふうな企画を持ってやっていくとか、もう少しそういう内容のものかなというふうには思っていたんですが、今聞いている範囲では、そういったものに対してのお手伝いということしか聞こえないんですが、その辺どうなんですか。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応、町といたしましても生涯スポーツの振興を図るということで、スポーツ教室等いろいろ開催しているわけでございますけれども、当然体育協会の方においても、やはり住民のスポーツの振興を図るという意味で、各種研修会に行ったり、また臨時的な研修会を行ったり、それから体育指導委員さん等におかれましては、それぞれのスポーツの指導といいますか、そういうようなことも含める中で活動はして、新しいスポーツの普及といいますか、そういうふうなことも含めまして活動をしていただいています。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 とにかく今のお話ですと、新しいスポーツに対して、そういったものをどうやっていこうかということも考えていただいているということなんですが、ちょっと生涯学習を含めてですけども、斑鳩町のスポーツ振興という部分で、ちょっと毎年毎年同じようなもののスポーツであって、何か新しい企画力であるとか、こういうものをとい

うふうなものが出てないように思うんですが、その辺のところについて、言葉では今、そういうものもということなんですけども、新たにそういうものを、そういう関係者を集めて今後どうしていくかというふうな、そういう具体的なものはお考えになっていらっしゃいませんか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 体育協会につきましては、各種スポーツ大会をやっていただいています。50何競技の大会を斑鳩町の住民の方を対象にした大会を持っていただいております。そして、提唱として、やはり町民一スポーツを提唱しながら、住民の体力向上、体育向上に体育協会としての役割を担っていただいているというふうに思っております。

そうした中で、やはり最近よく軽スポーツの中で新しいスポーツといいますか、そういう種目も出てまいっております。そうしたものについては体育指導委員会で研修を受けて、そしてまたそれを住民に広げていくと、こういうふうな取り組みにもしていただいております。そうした中で、毎年4月に体育協会の実施いたしますスポーツ活動あるいは町主催のスポーツ活動等々についても広報をしながら、住民の皆さん方にそのスポーツ活動の周知を図らせていただいておりますというのが状況でございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 この問題については今この場に出るとは思いませんので、今後スポーツの育成という部分で、ぜひ私もこのことについてはちょっと頭に置いて進めたいと思いたす

が。

もう一つ、これに関連して町民体育大会なんですけども、毎年行われて、今回も129万3,000円という予算とおられます。私、以前にも委員会等でお話ししたと思うんですけども、やはりこの大会には、全部は言いませんが、町民の中から非常にみんなが喜んで参加して、非常にコミュニケーション持ってという部分よりかは、何か各自治会の役員がもう義務的に役員で、体育大会に行くということも年中行事の一つである。行かれる方のお弁当を数えたり、そこから自治会からお弁当出したりということなんですけども、何か町民がこぞってこの大会をというふうにはまだまだ思えないので、この問題についてもちょっと、ことし入れてるようなんですけど、私はもう少し内容も含めて考えなきゃいけないと思ってるんですけども、この件について最後に1つだけ。この体育大会について新しい競技であるとか、この間も私一回聞いてんですけども、催し物であるとか、何か目新しいものは考えていらっしゃるんですか。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 これはこれからまた4月24日に向けての町民体育大会の実行委員会等がございませう。その中でいつも議論が出ますのは、やっぱり町民がすべてが参加できるような、そういう種目はないのかということ、いろいろとそういったときに検討させていただいて、できるだけ幅広く、たる転がしとかあるいは綱引きとか、あるいはそういうものの参加しやすい、やっぱり一番問題になるのはリレーとかそういうものが、なかなか走ったかて負けるから、もう出やんとことかということでありませうけども、やっぱりリレーは花形ですから、そのリレーは残すことをしてほしいとか、いろんなご要望等ございませう。これはいろんな角度からしていきますと、できるだけ多くの方々が参加するという中には入場行進とか、あるいはそういうふうにはプラカードを持つ青少年の団体、あるいはまたコーラスとかあるいそういう方々を参加をいただくということで、いろいろと創意工夫を凝らしながらやっておるわけございませう。三木委員もおっしゃられるように、こういう趣向で、何かいい種目があれば我々またおっしゃっていただいたら、実行委員会等でそういうものを協議しながら取り入れていきたいと考えていませうし、これは私もやっぱり斑鳩町におきましても一番大きな行事だと思ひませう。やっぱり延べ人数にして、四、五千人は参加をいただくわけですから、その中でいろいろと意見は出てまひませう。私はやっぱり弁当がどうかというのは、やっぱりその弁当食べて、お互いにそういう話を、胸襟開いて話ができるというのは、こういう町民体育祭ぐらいじゃないかなと、こう思ひませうし、朝から雨降ったらどうするとかいろいろの議論ありませうけども、やっぱりそういうことがなかったら私はこういう連帯意識はなくなっていくんじないかな。そういうことも踏まえて、三木委員おっしゃったように、できるだけ参加ができるようなそういう種目、そういう種目がございませうたら、我々としても検討いたひませうけども、そういうことをひとつ踏まえて、よろしくお願ひしたいと思ひませう。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 私もこの体育大会をやめてしまえとか言ってる部分ではなくて、やはり町民の楽しみにしている体育祭であるということは認識しておひませう。ただ、毎年毎年、何か自治会の役員だけが大変だということもあつたり、それから内容についても毎年同じ種目だなというふうにはしか見えないので、今後町民が楽しめるような種目も含めて、あと企画力、仮装行列なんかあつていいのかなと思ひたりもするけども、そういうことも私どももまた参加させていただいて、意見等も述べさせていただきたいと思ひておひま

す。

それでは次のものに入ります。165ページ、この中のボーイスカウト、ガールスカウトの件でございますが、年間5万という補助金をいただいております。昨年、斑鳩町のボーイスカウト、ガールスカウトの団でございますが、おかげさんで成立25周年の記念式典をやらせていただいて、教育長、町長もいかるがホールでやられたときにご出席いただいております。非常にボーイ・ガールにつきましては、本当に今、小学校にも道徳という授業がありますけども、やはり心身ともに運動の中から鍛えていくところで、非常に私はいスカウトの集まりだというふうに思ってますし、私も育成会の会員の一人として応援をしておりますが、やはりおかげさまで昨年あたりはカブスカウトがふえました、七、八人ふえたということで。その下の、ビーバーが一番下なんですけど、非常に少ないという、できることなら末広がりピラミッド型になればいいとは思いますが、なかなか、ほとんどのビーバーの方はお姉さん、お兄さんが上にいらっしゃるんで、その妹、弟も一緒にビーバーに入っているという状況なんで、できればそういった関係以外の方々にも入っていただいて、すその広いボーイ・ガールになっていただければなと思っております。そういう意味で、非常に私も活動は聞いておりますし、役員の方も本当によく会合開いて、子どもたちの育成のために頑張っていると思ってるんです。この生涯学習の方で、ボーイ・ガールの活動について、不定期でも、何かそういう活動報告というのは受けておられますか。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 今言われましたように、定期というような状況ではないんですけれども、団長さんなりお越しいただいてたまにお話をするとか、また総会等のご案内等もいただきますし、教育長は出席しておりますけれども、その中で総会の資料もいただいております。おるとかということの中で、活動されている内容については承知いたしてつもりでございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 この件に関しまして、要望として、こういう心身ともに運動の中から養っていくということで、町長も非常に興味持ってまた熱心に参加いただいて、お声もいただいたりしております。そういう部分で、今後ともボーイ・ガールズについては町としましてもご支援いただきますように、また私、ここで要望ですけど、非常にこの育成していくということについては、年間の金額もかなりのものになっていって、ご父兄の

方の会費とか、あと育成会員の会費ということで賄っております。そういう活動を見たら、この補助金の5万というのはちょっと低いのかなというような気もいたします。その辺のことも今後ご一考いただければというふうに思って、意見として述べさせていただきます。終わります。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 済みません。今、三木委員からも先ほど触れられておりましたけれども、予算の概要の方では76ページで、予算書の方では177ページの町民体育大会費の件についてなんですけれども、これ毎年参加されている状況と、私も一昨年、去年と参加させていただいたんですけれども、やはりだんだん年いったもんばかりになってきて、若いもんが少ないなど、そういった意見を町民さんもおっしゃっておられたんですけれども、参加に当たっては自治会の中で回覧板を回して参加をお願いしますということで自治会同士で参加を呼びかけていただいているんですけども、一体、自治会に入っておられない方に対しての参加の呼びかけということはどういうふうにされておるのか。広報等でもお知らせはいただいていると思うんですけども、その点についてお聞かせいただきたい。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 自治会未加入者の取り扱いになってくると思うんですけども、一応未加入者の方につきましては、先ほど木澤委員もおっしゃいましたように、広報等でも周知しておりますし、ご案内の文書等については差し上げているつもりでございます。隣接しますというか、未加入の方が住んでおられる自治会の方で、例えば、あの方、未加入ですけど、一緒に行ってもよろしいですかというような問い合わせもございまして、そういう方についてはどうぞ一緒に参加させてあげてくださいということで、一応我々としてはお願いもいたしておりますので、未加入者につきましても機会があれば参加していただくということで進めさせていただいております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 未加入の方にも呼びかけはそういう方でしていただいていると。町長の方からも先ほど町民全員が参加をして、交流を深めるという取り組みだと考えておられるという発言もいただいているんですけども、私の方の観点としては、よりやっぱり若い方にも参加をいただきたいというふうに思うんです。その次世代育成支援の行動計画の中では、つどいの広場事業、ちょっと名前は定かではないんですけども、国の方からも上

げておられます14項目の中に入っておりますが、斑鳩町としては広場事業、目標はゼロで設定されていて、今、されているこの施策の中で対応していこうという考え方だと思っておりますけれども、こういった町民が全員集まって交流ができるという町民体育大会に、やはり町民の方が来ていただいて、ふだん自治会の中に入っておられない方でも、そういったところに出てきてもらうことによって、より自治会に入っていただくなり、近所の方と交流を深めていただくなり、地域の活性化につながっていく、また次世代育成という考え方にもつながってくると思いますので、ぜひ、呼びかけ、参加に関しまして研究をしていただきまして、よりたくさんの方が参加できるような形で今後も研究をいただきたいというふうに、これは意見として申し上げておきます。

続きまして、予算の概要の77ページのところで、これ小・中一貫教育の調査研究なんですけれども、先ほど浦野委員が質問されていた中では36万円ということに対しての説明でおっしゃっていたんですけれども、こちらの方では50万円から120万円に金額がふえているんですけれども、先ほどの説明の中で、この金額に対しましての言及の中身の説明もあわせてされていたのかどうか、ちょっとこれは確認だけさせていただきたいと思っております。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 小・中一貫教育につきましては、15、16年度2カ年にわたりまして、この取り組みについての研究をしてまいりまして、本年3月で一定のまとめをいただくということになってございます。その中で、斑鳩町としてこの小・中一貫教育の取り組みについては非常に、他で言う一貫教育は非常に取り組みにくい。といいますのは、小学校3校の子どもたちがそれぞれで約半分ずつぐらいそれぞれの中学校に進学すると、こういう特殊性がございます。そうした中で、一つの小学校、中学校をとらえて一つで9年間やっていくというのは非常に難しいという点がございます。そうした中で斑鳩町としてはどう取り組んでいくのか。こういうことでいろいろ議論してまいりました。

まず、まとめていただきましたのは、生き方学習、今これは今の若い子どもたちの事件、事故というのは非常に多く発生しています。少年による殺人事件とかあるいは加害者になるとか被害者になるとかいうふうな、非常に多くあるわけでございますが、そうした中で何が欠けているのかなというふうなことから、やっぱり心を育てることが大事ではないのかな。そして自分の生き方をしっかり見詰めることが必要なのではないのかなと、こういうふうにまとまってまいりました。そしてその中で、生き方学習とあわせ

まして、そのなかの道徳ということも一緒に取り組んで勉強して、9年間やってみたらどうかと、こういう結果になりました。

あわせて、これはやっぱり法隆寺の和というのが、学問寺であります法隆寺でありますし、また聖徳太子が言われております和の精神を持って、お互いに相手を尊重するというような意味もありますから、そうした中で総合学習の中で、生き方というものを勉強していきたいという考え方であります。そうしたものの学習の時間については、総合学習の時間を割いて、その生き方学習に取り組んでいきたいというふうに考えております。これらの項目は斑鳩というような項目でここに上げていきたいというふうに考えております。

そしてもう一つは、交流学習でございますが、これは小・中学校の段差を取り外していかうと、こういう意味合いがございます。といいますのは、小学校から中学校へ行くことによって、不登校児童がだんだんふえてきています。現在もやっぱりそういう状況、傾向があるわけがございます。これは何が原因かいろいろ原因があろうかと思いますが、一つはやっぱり小学校の学級担任制から教科担任制に変わるというか、教育の環境の変化、それからやっぱり友達が変わってくるというふうなこともありますし、当然授業の中身の問題もありますし、いろいろあるかと思いますが、そうした中で、小学校から中学校へ行く心を和らげていく、こういうふうなことを実施していきたいということで、本年度はもう中学校で交流学習をさせていただいております。学校へ小学生が、小学校の卒業生がそれぞれ進学する中学校に赴きまして、そこで教科学習を体験的にさせていただいております。そうした中で子どもたちが、中学校ってこんなとこやなというような理解もできてるといふふうに聞いております。

それからもう一つは、国際化に対応するための英会話学習を取り上げていきたいというふうに考えております。これにつきましては、小学校4年生から英会話の取り組みをしていきたい。そして中学校3年まで英会話の能力をつけていきたい。そして英語力というんですか、英会話力をつけていきたいというふうに考えております。そうした中に、今申しあげました指導者も各小学校に1人ずつ、これ大学の生徒なんです、アルバイトで入れる。そしてそれをコーディネーターする先生、これを1人配置いたしました。週3日ですが配置いたしまして、指導用のカリキュラムの作成とかあるいはそれぞれの学校間の調整とか、そういうものをしていくというふうに考えております。そうした予算を本年度120万円の中でカリキュラムの教材と、あるいは消耗品等も含めた予算を

計上させていただいております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 それでは次、予算の概要の83ページなんですけれども、ホリディ学園開催ということで、これまでずっとされてきておりますけれども、以前から、今、対象としては小学校の4年生以上ということで対象にされておりますけれども、もっと低学年に対しても、3年生以下に対しても対象として授業を行ってほしいということで要望が上がっていたと思うんですけども、その辺についての考え方とあわせて、その立ち上げ、立ち上げというか、対象に事業を始めた当初の参加人数と現在の参加人数とはどのように変わってきているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 ホリディ学園の運営といいますか、そういうことについてだと思っておりますけれども、一応青少年リーダーの育成と地域での活性化を促進するということで、次代を担う青少年の育成を図るためにということで今現在、4年生から6年生までの児童を対象に実施いたしております。実施当初でございますけれども、ちょっと年数は今手元にないんですけれども、おおむね80名から100名程度の子どもが参加いたしております。同じ内容等繰り返しやってきますと子どももあきてきまして、どんどん参加人数が減ってくるというのが現状でございます。今その中で、例えば14年、15年とか農業体験をやらせたりとか、今年は特にガーデニングの方に力を入れてやらせたりとか、そういう内容についていろいろ検討しながら実施しているところでございますけれども、何分その中で、夏のキャンプという事業がございまして、当然泊を伴うということの中で、今おっしゃっておられます小学校の低学年となってくると、体調の管理とか健康面でのそういう不安、それから職員の問題とか、いろいろ難しい問題が出てまいりまして、緊急の場合の連絡等もございまして、その辺のところを考慮する中で、4年生から6年生までを対象にということで実施させていただいております。また、それで一応4年から6年までの3年間、継続して参加していただいている子どもさんにつきましては、ジュニアリーダーの資格を習得していただくというメニューもございまして、そういう形の中で運営させていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと考えておるところでございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 宿泊を伴うのでやはり低学年に対しての参加は難しいということで見解を述

べていただいたんですけれども、ホリディ学園の取り組みに対しては、保護者の方っていうのは一緒に参加されるっていう、そういう状況にあるんでしょうかね。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 すべての事業に対して参加ということではないんですが、メニューの内容によりまして、当然親御さん一緒に参加していただくというメニューがたくさんございます。そういうメニューについては、できるだけたくさん参加していただけるよというということで、我々としてはお願いしているところがございますけれども、実態としてはなかなか親御さんの参加は少ないというのが現実でございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、課長の方から保護者の方も一緒に参加していただいて、取り組みも行えるということをおっしゃっていただいたんですけれども、低学年の方、小さいお子さんですね、なかなか宿泊に伴っては参加させづらいというふうにおっしゃっているんですけれども、例えば保護者の方も同伴であれば参加できるとか、そういった方向でも検討いただけるのではないかなというふうに思うんですけど、その点についてはいかがですか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 このホリディ学園の目的は、先ほど言いましたように、やっぱりリーダー養成ということが大きな目的がございます。そうした中で、小学校1年生からがいいのか、それで6年間したらそれでええやないかということもありますけれども、やっぱりそうしたリーダー養成という特殊性というようなこともございますので、やはり子どもではできにくいような活動もございますので、できましたら、できるだけ私たちは高学年を対象にした活動として、やっぱり取り組んでいきたいというふうに考えております。そしてまた、こうした終わられた方、すべてではないんですけれども、子ども会の活動のそういう支援をしていくリーダーとして要請していくという目的もございますので、体力づくりも小学校1年から3年までやっていただいて、そしてこのホリディ学園に入っていて、いろんな活動を元気にやっていただくということがいいのではないかなというふうに考えております。そうした1年生からの活動については、またいろんな先ほども三木議員がおっしゃったボーイスカウト活動の中にも、十分参加できるような機会があるように思いますので、そうしたところでの活動ということも考えていただく。あるいは子ども会の中でそうした地域の中で活動をしていただく中に、1年生からの子どもも入れるわけがございます。そうした中で活動するということが大事ではないかな

というふうに考えております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 先ほど聞かせていただいた中で、現在どういった参加人数、減ってきているというふうにはおっしゃっていただいたと思うんですけども、例えば平成15年度、16年度、どういった参加人数になっているのか、その辺の数字のところをもう一度お聞かせください。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応平成16年度、今年度でございますけれども、49名ということで実施いたしております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今お聞かせいただいたみたいに、だんだんやはり参加人数の方も減ってきている。子ども自体、少子化で減ってきているということもありますけれども、今、やはり言うておられましたように、ジュニアリーダーの育成ということで考えておられる中では、子ども自体が減ってきているということもありますし、また取り組みについても高学年じゃないとなかなか取り組みが、やるのが難しい。低学年にはなかなかさせられないというその内容についても、またちょっとご検討をいただいて、やはりたくさん規模でジュニアリーダーの方も育成していける体制づくりというのも研究いただきたいというふうに意見で申し上げておきます。

済みません、ちょっとたくさんありまして。続きまして、予算の概要の83ページの青少年悩み相談の実施というところなんですけれども、これ以前に私も一般質問の中で少し触れさせていただいております、今この悩み相談の中に、小さい子どもさんだけでなく、就職できない息子さんを持つ保護者の方からも相談があるというふうに、青少年問題協議会の中で相談員さんもおっしゃっておられまして、それについて私も一般質問で県の方とも連携をとりあって、そういった問題に対しても対応を図っていただきたいということを言わせていただいているんですけども、その後、その相談員さん等と連絡をとり合っていくなどして、観光産業課の方でもこういった実態というのは把握しておられるのかどうか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 確かに子どもから大人までいろんな相談をいただいております、そこで解決するというのは、今おっしゃったように就職についてはそういった専門のハローワ

一ク等々との連携をとりながら、その方に向く、希望する職業を紹介しながら、対応させていただいてます。しかし、なかなか長続きしないというのが現状でございます。先日その方が自衛隊の方に入りたいと、こういうことで、自衛隊の方を紹介させていただいて、入隊されたんですけども、やっぱり半年ぐらいで帰ってこられたというふうに聞いております。なかなか本人がそれに合わないんだというようなご意見でございますので、十分紹介をいたしましてもなかなか難しいようでございます。しかし、そうしてやはり保護者も本人もお願いがございますので、そうした方については誠心誠意その方のご希望に沿えるような対応をしていただいているわけでございます。しかしいろんな制限される中でのことでございますので、十分な就職先を紹介するということはできていないのが事実でございます。しかし、悩み事相談についてはいろいろお聞かせいただいて、そしてその都度その都度対応させていただきながら、専門機関との連携をとりながら、相談にあずかっているということをご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 今おっしゃっていただいた分については、現時点では把握しておられないという状況でございますので、よろしくお願いします。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、担当課の方では把握しておられないというふうに答弁いただいたんですけども、教育長の答弁いただいた中では、相談員さんがその相談のあった方に対してどういふところがありますよというふうに就職をお世話するなど対応していただいているというのが現状だと思うんです。そういったことで私は相談員さん任せになってしまっただけではいけないと、それも町として意識を持っていただいて、観光産業課の方でもしっかり数字を把握してもらって、それで県の方でもこういう制度がありますよということで連携をとっていただいて、問題解決を図っていかなかったら、相談員さんだけが知っているあてがなくなったら対応できないとか、また相談員さんも就職に関してですから、対応できないところもあると思いますので、そういうところはやっぱり観光産業課と連携をとっていただいて、問題解決に当たるという、そういう視点を持っていただきたいと思います。ということで、以前も一般質問させていただいた経緯がありまして、今後につきましてもやはりそういったところはしっかりと担当課として数字を把握していただきたいと思います。ふうに強く要望しておきます。

○森河委員長 要望やもん。答弁要るのかいな。木澤委員。

○木澤委員 いえいえ、ありましたら。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 おっしゃっていただくように相談員の範囲内ということではございませんで、先ほども申し上げているように、ハローワークとか、いろんな関係機関に相談をしながら紹介をしています。また職員の中でこういったところがあるでということであれば、またそういうところへも紹介しながらやっておりますので、相談員の判断ですべてやっているということではございません。また、その相談の内容によりまして、やっぱり専門機関がありますから、そこに相談をしながらその子が一番いい方法といたしますか、状況というのをつかみながら、助言をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 私の言い方が悪かったので誤解を与えたと思いますけれども、専門の方に対してもそういう相談をしながら対応を図っていただいているということですが、私が言いたいのは、担当課の方でもしっかり数字をつかんでいただきたい。その青年の就職状況についても意識を持っていただきたいということでは、言わせていただいております。それについて先ほど要望させていただきましたので、そのような形で今後進めていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、予算書の147ページで、予算の概要の方だと87ページなんですけれども、今回、説明の方でも触れていただいておりますけれども、「子ども安全安心メール」の配信ということで新たに予算を組んでいただいておりますけれども、これも担当課の方に聞かせていただいて、制度についてはどういった形のものなのかということはお聞かせいただいているんですけども、やはり予算委員会の中で説明をいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今ご質問の予算書147ページの「子ども安全安心メール」の配信業務についてということでございます。これにつきましては、携帯電話のインターネット機能を利用いたしまして、自治体情報を掲載し、その中で重要なお知らせで不審者情報を掲載し、メール機能にて登録者に不審者情報等を発信することができます。この「子ども安全安心メール」につきましては、保護者などに不審者情報を配信いたしまして、注意を呼びかけることで防犯への意識の向上に役立てるという目的で新年度から実

施してまいりたいというふうに考えております。それに係ります経費といたしましては、月額5万2,000円ということで、年間で63万円の委託料を予算計上させていただいておるところでございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 私自身はこの取り組みに対しましてはいいものだなというふうに評価をさせていただいておるんですけども、ただちょっと金額的に月5万2,000円ですか、かかるのがちょっと高いかなというふうには感じておるんですけども、今、情報をメールで発信しようということで、いろんなそういった取り組みっていうのが、行政だけじゃなく、ほかのところでもされておまして、個人でそういうのを取り扱っておられるのでは、数千単位でもそういう業務を行っているという聞いたこともありますんで、一度ちょっとまた金額についてはどこかそういうふうに安く受けていただけたところがあるかどうか、また今後の調査の中で検討していただきたいというふうに思います。

じゃあ済みません。あと2つですけども。小・中学校費のちょっとどの部分に当たるかわかりませんが、今、なかまの本というのがあると思うんですけども、その費用について、県費と町費との割合、それと冊数についてはどうなっているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今ご質問の、なかまの人権教育資料の件でございますけれども、予算書でいいますと小学校費でございます。ページでいいますと151ページの第2目教育振興費の中の需用費の消耗品の中で含まれております。平成17年度で購入いたします分につきまして、小学校におきましては小学生、1年生、3年生、5年生ということで、隔年で2年間使用いたしますので、単価450円の生徒数942人で42万4,000円、それとかわりまして中学校費におきましては、157ページの第2目教育振興費の需用費の消耗品のうちで、これにつきましては新1年生対象ということで、単価540円の314人で17万円でございます。これにつきましては、県の補助金2分の1対象となっております。以上でございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 済みません。人数の方と冊数が一緒ということですね。わかりました。

あと済みません。最後に、きのうテレビのニュースでやっておられたそうなんですけども、僕はちょっと見てなかったんですけど、けさの新聞の方に、奈良新聞の方に上牧

町の教員が結核にかかって、それを再検査が要と出てきたにもかかわらず、ちょっと再検査を受けてなくて、それが児童にもうつってしまったと、そういったニュースが載っているんですけども、斑鳩町の職員さん、小学校、中学校でおられる教職員さんにも当然検査等を受けていただいていると思うんですけども、そういったところはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましても、小学校、中学校とも教職員の先生方、健康診断ということでお受けいただいております、その結果についてもご報告いただいております、そういう状況に今のところ確認はしておりません。あるということについては、ありません。結核、そういうことはありません。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 再検査が要ということではなくて、そういった体制ですね、例えば検査を受けて、ここに上牧町の職員さんも多分忙しくて再検査に行けなかったという状況があると思うんですけども。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 予算のときにも申し上げましたように、教職員の健康診査っていうのは予算組ませていただきます。その中で十分こういう結核検診も、これは義務になっておりますから、検査をさせていただいております。そして要検査の必要な方については精密検査をするようにと、これも当然そういう制度になっておりますから、実施させていただいております。

今のところ斑鳩ではそういう結核のあれはいないということでございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 斑鳩町ではしっかり再検査要と出たときには行くようにという指導をされているということですけども、また今後につきましてもこの問題、十分注意していただきたいと思います。上牧町だけじゃなしに、ほかのところでもやはり最近結核というものがちらちらと感染されてる方がおられるということをお聞きしますんで、十分注意をしていただきたいということを申し上げまして終わります。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 今の木澤委員の質問されたことで、関連してちょっと2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、先ほど「子ども安全安心メール」の配信業務委託ということで63万、課長の説明での不審者情報ですね。それを携帯電話にメールを配信すると。ということはその情報を行政としてキャッチしたら、それを登録者にメールを発信するというだけやったら、何も先ほど木澤委員が言うたように、毎月5万2,000何ぼの、それだけの経費も必要じゃないんじゃないかなと私自身も思うんですが。それと、それで配信されるだけやったら例えば、総務なりそこらからパソコン使って一斉に配信することができますと思います。だから、業務を委託するまでもないだろうし、このことに対してどういう業者に委託されるんですか。そして金額についてどういうふうに組み合わせというんですか、積み上げで63万ということ出るんですか。毎月では逆算したらすぐわかるけど、どういう業務があるからこれだけのように毎月5万2,000何ぼかになるんだということを、もう少し掘り下げて説明してくださいよ。そのように思います。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 「子ども安全安心メール」の配信の件でございますけれども、まず、斑鳩町役場で利用しておりますインターネットの利用の中で、当然、広報情報という中で自治体広報の情報の一環の中で、その不審者情報といえますか、緊急に知らせますそういうメールについての発信の情報記録等を入れていただくわけなんですけれども、広報の記載記事数によりまして、1つの記事につきましては250文字以内で1つの記事でございます、その250文字を超えますと、さらにいろいろと金額的に加算されるわけでございます、その広報の記事の一環部分としてとらえまして、その不審者情報の発信をするにつきましての日本文字放送協会という会社で、これはNTTの子会社でございますけれども、そちらの方と契約をする中で発信してまいりたいというふうに今のところ考えております。それにつきましては、自治体、行政情報の提供の一環として、不審者情報の発信をさせていただくということでございます。

当然、県の不審者情報につきましても、役場のインターネット上で見られるわけでございますので、それについても、逆に直接サーバーがございまして、そこへ会社へ契約させてもらって、その会社の方で、うちでインターネット上でその会社に不審者情報の内容を送ります。その会社の方でそれを文字とか修正させていただく中で、それを各個人でお持ちの携帯電話の方に発信させていただくということでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと私もあんまりそういうことについてはわからないんですけども、端

的に申し上げて、この経費はその不審者情報を入手するためにかかる経費ということで、それをN T Tの子会社との契約に毎月そういうもんが要ると、そのように理解したらいいのかなあと今思っと思ったんですが、私は不審者情報というのは、やはりそして配信会社というか、配信してくるところからの情報では遅いと思うんですね、はっきり言って。だから、今、県からのいろんな情報とか、これは警察の方からの情報も入ってくるんだと思います。それらをいち早く流すということの方がより効果的だと思いますし、また住民からのいろんな情報をキャッチできるような形をする方が、これだけの経費は要らないと。何かN T Tの何か言わはったけど、そこの会社の事業に協力していったような感じもするんです。もっとやっぱりどういう効果がある、住民に配信するということは確かに必要だと思いますから、その情報を入手する方法は、もっとスピーディーにとれるだろうし、もっと経費も安く、そのことが今、110番みんなで貼って走ってるとかそういうことなんで、地域で不審者を監視するというのは、そういうことだと私は思うとるんです。だからちょっとその、これのやり方についてはもうちょっと考えてもらいたいなど、そのように思います。まあそれは意見ですので、十分配慮していただきたいなど、ただ単にそこらの情報を得るためにかかる経費ですので、いうだけではちょっと余りにも合理性に欠くと言わざるを得ない得ないと、そのように思います。

それと先ほど町民体育大会の件で、三木委員も木澤委員もいろいろお話しされた中で、木澤委員が自治会未加入者への参加というようなものを、どのようにとということで、三木委員が最初に意見言っておられるのを考えたら、私は申しわけないけど課長の答弁はおかしいと思いますし、課長は何か住民から未加入者が参加するのにはどうしたらいいですかということで電話があったと。そしたらそれだけの答弁なんですね。その後、その方が参加されたのか、されてなかったのか、そこらもはっきりとフォローする必要があるんですよ。三木委員がおっしゃったでしょ。実態として、自治会の体育委員とかそういう役の人らがいろんな選手をいろいろ募集して、それでお弁当の話も、突っ込んで言うておられます。そしたら未加入者の方はどのテントの入られたら、自治会に入っておられない方はどのテントに入られて、そういうことはどのようにしておられたのか。それは参加じゃないんですよ。町民体育大会に参加されている町民というたら、私は未加入の会員の方が参加は不可能な状態やと思うんです、実態はこのような。その見学に来られることはできると思いますよ、何も幕を張ってるわけと違いますから。だから、あそこ一緒になって参加するには、未加入会員の方は実態として私はできへんかなと思

いますし、それと自治連合会のそこに加入している自治会に限定されてくるのかなあと。自治連合会に加入されていない自治会っていうのは何ぼかあるようにも聞いてますけど、そこにも参加しにくいことがあるのかなと私は思ってたんですけど、それらについても町民全員が参加しやすいような環境であるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応町民体育大会につきましては、全町内をご承知のように23地区に区分けいたしまして、その中で運営していらっしゃるわけですが、その23地区の中には当然、自治会連合会には加入されていないけれども、自治会を組織されている方といいますか、自治会を組織される方についても加入していただいて今までやってきていると思います。

それから、先ほど言われておりました未加入者のことについて、私も聞いた中で参加していただいたということをごさいますて、確かにフォローができなかったというのは私どもの行き届かなかった点かなと思うんですけども、できるだけそのような方につきましても、後までフォローができるような方法を検討させていただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 先日、一番町の体育委員さんから、いつかなと、ちょっと私、情報持ってないんやと、今、町長がちょうど24日ですか、言っておられたし、これちょうど年度がわり、いろいろな自治会、年度がわりというのがありますけども、一概に言えませんが、4月で役員さんがかわられるというところが多いというように私は思ってるんですけども、それ年度がわり当初、1カ月以内ですので、やはり一番町なんかも、一番町というか、第1地区の体育委員さん、7つの自治会でいろいろ検討されて、1年ごとにぶつと切れたら、やはり年度当初の事務がスムーズにいかないということで、何人かで交代という形でされているように、もう何年前からそういう工夫されているんですが、この年度初めのそういう町挙げての町民のイベントについては、いろいろ意見もあると思いますけど、定着してますので、町民の方もいろいろ改善されて、スムーズにいったらと思うんですが、今の先ほどの木澤委員が言った自治会の未加入者のことについては、私は仮に自治会に入らなかったら、今これに参加している町民体育大会という名前でのあいう運営では参加はできないと思います。スムーズに入っていけないと思います。だからその点も、もっとしっかりと町民が参加していただけるやつ、組織の組み立ていうのも大変難しいと思いますけども、ぜひ検討していただきたいと思いま

す。そのことをお願いしておきますので、よろしく頼みます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって教育費に対する質疑は終結いたします。

13時まで休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後12時59分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

それでは、第10款災害復旧費について並びに第11款公債費、第12款予備費についてを説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費についてあわせてご説明を申し上げます。予算書の180ページから184ページにかけてでございます。

まず、第10款の災害復旧費でございますが、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、毎年度各費目において名目予算として各1,000円を計上しておりますが、本年度におきましては182ページの第3項でございますが、文教施設災害復旧費、第2目社会教育施設災害復旧費で、昨年10月20日に来襲した台風23号により発生しました青少年野外活動センター進入路の災害に対する復旧工事費といたしまして280万を計上させていただいております。

続きまして、183ページからでございますが、第11款の公債費についてであります。初めに、第1目元金についてであります。本年度は11億7,778万9,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして6億2,595万1,000円の減となっておりますが、これにつきましては、平成7年度及び8年度において借り入れいたしました減税補てん債の借換えが完了したためであります。

次に、184ページ、第2目の利子についてであります。今年度は1億9,883万4,000円を計上いたしております。前年度と比較で3,202万9,000円の減となっております。

町債の活用につきましては、本町が当面する政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用も含め、その活用はやむを得ないものと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えております。また、

本年度におきましては、住民のまちづくりへの参加意識高揚を財政面から図るため、また資金調達方法の多様化の観点から、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る資金につきまして、新たにミニ市場公募債の発行を予定しており、その発行経費251万円を計上させていただきます。

次に、184ページの第12款予備費であります。不時の支出に備えるため4,000万円を計上いたしております。

以上、簡単であります。第10款から第12款にかけての説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○森河委員長 第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の180ページから184ページまでです。木澤委員。

○木澤委員 公債費のことにに関してなんですけども、本年度は昨年度に比べて借換え分がないということで減ってますけども、トータル的に見て町債残高、予算の概要の7ページのところに書いてもらってるんですけども、平成17年度でもう町債の残高89億5,600万円ということで、年間一般会計の予算規模を大きく上回る金額になっているんですけども、今後につきましても、見えますとどんどんふえていくというふうに書いてあるんですけども、その町債に対して今後の町政のあり方に対して、見通しというのをどういうふうに考えてはるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 起債残高と町政の見通しということでございますけれども、やはり我々としましても起債残高が多額になったということにつきましては重々認識をしておるところでございます。今後の財政運営に当たりまして、まだ現在、法隆寺駅舎の改築あるいは駅周辺整備ということで、大変多額の資金を要する事業がございます。そういった中にありましても、今後当然ながら地方交付税措置のある有利な起債をまず優先的にとってきたと。そういった中で、資金手当て的なものでございませうかね、いわゆる、いずれにしても借金というものにつきましても、できるだけしないように歳出を縮減しながら、できるだけ起債は残高の増嵩を抑えていくという方向で考えております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 起債を抑えていくという方向、それは当然のことやと思うんですけども、こ

れ見てると借金がふえていって、全然減っていく見込みがないように思われるんです。経費節減などで本年度の予算の中でもいろいろ節約していただいていますし、職員の皆さんの時間外手当も見させてもらう中では、全体にわたって昨年度からはもう半分にしてきておられるとか、そういったところで節減をしているけども、経常収支比率は依然高い状態のまま97.8%ですね。その余裕のない中でどうやって借金を返していくのかなというふうに思うんです。また今後もそれに加えて総合福祉会館の建設も予定している中では、借金を返済していく見込みというのはどういうふうに考えているんですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 先ほど申し上げましたように、できるだけ起債は頼らないということとやっていく中でございます。当然ながら、おっしゃるように駅、その他都市計画道路等々ございまして、それらにつままして将来的な財政の見通しということを考える中で、やはり当面、多額の事業がございまして。そういった中では平成23年ごろまで起債残高は増嵩していく。ただ、そういった中で今現在、借り入れいたします起債といいますが、ほとんどが償還年限の短いものでございまして、そういったものがいわゆるここ10年ぐらいは借金をしたいからがホール等々が終わります。そういった関係もございまして、23年度ぐらいがピークで、今後それ以降につまましては起債残高につまましては減少するだろうというふうに思っております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 起債を減らしていくことによって、逆に返済の方に充てていくという考え方やと思うんですけども、でもそれ、23年か、でも以前、市町村合併のときに出された資料の中では平成35年までには基金も取り崩していって、いずれは財政的に斑鳩町運営できないような形にその資料はされていたというふうに思うんですけども、その辺については。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 財政シミュレーションという形で以前にお出しした資料につまましては、おっしゃるとおり平成30年代でございまして、そういった中では非常に投資的経費が使えないというような状況もございました。そういったことに我々も反省に立ちまして、財政の見通しということについて検討させていただきました。そういった中で、いわゆるここ現在、10年程度ですね、事業に対する起債を大体約20億程度抑えることによりまして、平成30年以降のいわゆる起債の償還額というのを低く抑える

ことができると。そういった中で幾分かの投資的経費を要します一般財源が捻出できるんじゃないかと思っております。そういうことで、今現在、考えておりますのは、ここ10年ほどの起債の借入額を、そのときに提案しました財政シミュレーションから大体20億円程度減らしたいと考えています。

ただ、減らすといいましても、当然ながら基金の取り崩しというのを前倒しにしていくということもございまして。そういった中でできるだけ平準化をいたしましてというんですか、10年先になりましても、できるだけ投資的な事業ができるようにしていきたいというふうに思っております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、課長がおっしゃいましたように、その基金の取り崩しは前倒しに行うということで、斑鳩町、30億円以上基金持っておりますけども、結局起債を20億円以内に抑えてもその基金との関係からいうと、足出てしまうんじゃないかなど。ちょっと理解が違うのかもしれませんが。結局もっと長い目で町債というのはゼロにするような運営の仕方は、またちょっと違うと思うんですけれども、やはり財政的に破綻を来さない程度に抑えていくというところから見ると、なかなか住民さんにも理解されないところがありまして、総合福祉会館などの建設につきましても、やはり住民さんの声では、また箱物するんかということをよく聞きますんで、その辺に対してもやはり十分理解のできるような運営を行っていただきたい。また、住民さんに対しても理解を得られるよう努力をしていただきたいということ、意見として言わせてもらって終わります。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 関連して公債費のことでお聞きしたいんですが、中・長期の財政見通しの事業として出されているんですが、ここの中では当然、今の認識の中では、JR法隆寺駅周辺の整備と総合福祉会館が既にもう計画の中に入った数字として財政見通しは出てるという話を聞いてるんですが、具体的に総合会館の部分について見込みあるいはJR法隆寺駅周辺の部分について幾らの見込みでこの数字が出たのか、その基礎的な数字を教えてください。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 お手元の予算の概要という資料の一番最後の方に、中・長期示してございます。一番最後でございます。こちらの方に中・長期財政指標の推移ということで、こちらの方には17年度から19年度までの事業費につきましては計上させていた

だいております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 これ16億、21億はわかるんですが、実際にはこの整備の中では、僕は一般質問でも聞いたんだけど、これ以外に道路整備の中で25億ということがかかる、概算でかかるということを部長は答弁されました。あるいは□川議員からの質問に対して、最終的にはこの整備計画の2号線というのは、これ10.5メートルの幅員にしてるけども、地元へは幅員18メートルで説明しているということ言われてますから、当然、逆に言うたら、部長が言われたときには多分10.5で計画されて、25億っていう数字が出てるとしたら、18メートルになったらまた数字がふえてくるんじゃないかなということ思うんですね。当然、今の課長の説明の中では、これだけですから、要は中・長期財政見通しの中では、道路部分についてはこの見通しの中にはその数字は入ってない。ということは、これ以上に要は財政的には悪化するということやと思うんですが、そういう認識でいいんかどうかと、それともし部長が言われた25億が、幅員が18メートルでもしするとしたら、それはあとどれだけ費用がふえるのか、あるいは長期財政見通しの中でその数字を入れることによって、この数字はどのように変わるのか、ちょっと説明を願いたいと思います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 おっしゃるような事業につきましては、修正はしておりません。ただ、財政見通しを立てる中では、そういった見通しを立てた時点というのがございまして、それはご了承いただきたいと思います。

事業費がふえれば当然ながら数字的には変わってまいります。ただ、この財政見通しを立てる中にありまして、事業費というのは当然ながら甘い目に見積もっていったりはならないということで、事業費そのものにつきましては、相当といいますか、余計にといいますか、多目に見ておる事業費で計算をしております。そういう中でまた、それ以降の事業につきましても、必ずしも計画的には定かじゃございませんけれども、各小・中学校の耐震の関係でございまして、そういったもろもろの事業につきまして計上させていただきます。そういった中で、あくまでもこれ、今現在での見通しということでございまして、必ずしも経済的な推移がこのまま推移するということでもございませぬ。そういった中で、今後財政運営をするに当たりましては、やはりそういったその時々々の事情も考慮しながら、財政的な運営を考えていく必要がある。

そういった中で、この間の計画しました事業につきましても、当然ながら場合によれば年度を繰り上げる、あるいは繰り下げると、そういったこともしていかなきゃならないというふうに思っております。あくまでもこれは現時点での見通しということでございます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 いやまあ、課長の言われることは非常によくわかるし、ただ、私自身も今の経済情勢の中で、微々たる成長は望めたとしても、もうバブルのようなああいうことは絶対にあり得ないというところなんでね。課長はやっぱりその事業については非常に多い目に見てるしということなんですけど、いずれそういうことになってきたら、その事業についても先延ばしは、年度を繰り上げたり、あるいはそれは好転したら繰り下げるという方法もあるっていうことを、一般論としておっしゃいましたけども、僕は今の時点でそれをすべきやないのかなというのが私の考え方です。それで、今の課長のお話を総合してみますと、結局、橋上駅舎についてはやります、当然この中で入ってますからできます。でも実際に道路についてはこれに入っていないということは、極端な、言い方は悪いかわかりません。橋上駅舎はやりますけど、そこへ入る道路についてはまだこれからですっていう話になるわけですね。そしたら、素朴に何でそない財政的に困難なときに、急いで橋上駅舎あるいは総合福祉会館あるいはふれあい交流センターのところで広間を増設するような何か、そういう部分が片方で町長は財政再建で、特別職の報酬もカットします、職員の管理職もカットします。でもそこで上がってくる数字っちゅうのは、逆に言うたら微々たるお金やと思うんですね。それと片方の箱もんで何億、何十億っていう部分とは、どうも私はその話を聞いてて自分なりに理解ができません。だから私なりにその今のことを聞いてると、例えば財政は家庭でいうたら、いや、本当に大変な財政で、あんまり余裕がないねん。でも今新しい液晶の大画面のテレビができたから、それ買って、みんなそやけどテレビ見んのは喜ぶやろ。でもあしたからの食う米にも困んねん。何かそんな状態ちゃうんかなというふうな気が私はしてならないんですよ。だから、やっぱり駅の整備にしても、実際駅を整備するってなると、当然道路とともに整備せんと、橋上駅舎ができて、確かに北から南へ人が簡単に行けるんや、あるいは3線を2線にすることによって、踏み切りの今までネックになってポイントがなくなって、踏み切り部分が広がって、ちょっと今までよりは安全に人が通れる。確かにそういうメリットはありますが、それとその事業対効果を考えたら、私はこの財政計画の町が今、

されようとしている計画については、非常に疑問があるし、ましてや25億かかるって  
いう部分まで、道路整備の分まで長期財政見通しの中に入ってないと。逆に言うたら、  
入ったら逆にこういう、計画的に財政見通しとして破綻するから入ってないのかなとい  
うことを思うんですが、そういう心配はないんですかね。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 議員おっしゃるように、必ずしも隠したとかそういうことではござ  
いません。財政シミュレーションというのは非常に手間暇のかかる作業でございます。  
それを押さえた時点というのがございまして、そういった、その時点での把握できるだ  
けの情報を盛り込んでいるということでございます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 そうしたら、課長は把握できる時点での、立てたんやおっしゃったんです  
が、そしたらこの中・長期財政収支見通しというのは何年の何月時点を参考にして、2  
月に作成したと。では2月の時点では当然、駅周辺整備についての分についてはこうい  
う案はできてたわけでしょ、じゃないですか。駅の整備をやってくるとしたら、こうい  
う全体計画が出てますから、こういう全体計画の中で、当然駅舎は21億という形です  
から、当然これに伴うてこういう路線というのは、それは当初からしたら非常に貧弱な  
計画がちゃんとした、少なくとも南側については計画としてはきちっとした計画できた  
と思うんですが、当然、2月の時点ではこういう計画あるとしたら、当然この中では概  
算も、いみじくも都市建設部長が概算ですが25億ですって言われたら、当然その部分  
についてはこの中で入ってこなあかんの違いますか。やる事業について、少なくとも駅  
整備やって、少なくとも橋上駅舎とともに、道路整備っていうのは必要不可欠な事業や  
ないんですか。ということでしたら、引き続きやらなん事業としては、当然この中で  
反映されないかんと思うんですが、違うんですか。私の解釈間違ってますか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 いつ、その25億と言われたのは、ちょっと私も、その担当常任委  
員会の方へ出ておりませんので承知いたしておりませんが、この予算を立てた時点  
での財政見通しということでございまして、今後そういった状況に応じて事業費等々が  
変わってまいります。そういった中においてはまた見直しをするということは考  
えられます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 これ以上余り言っても、失礼になるのかなと思うんですが、私は駅周辺整備というのは、単に橋上駅舎を建てるのが駅周辺整備やのうて、道路も含めてこれは少なくとも駅の事業やないのかな。まだまだ僕、この計画について不思議やと思うところあるんですよ。例えばこういう都市計画道路を、少なくとも法隆寺駅前線みたいなものをつくる場合でしたら、当然普通からいうたら都市計画決定をやって、法的な縛りをかけてやっぱり事業をしていくべきやと思うんですが、それしようと思ったらそれ当然その地域のここに、立ち退きせんなんような、人の部分まで全部了解を得てない、合意を得ていかんなんとしたら、とてもそういうことができへんということの中で、とりあえずこういう、私は線を書かしたんかなっていう気はしてるんですよ。

だから、そういうことをいろいろ考えてみたら、要は財政の終始見通しの中へ入れへんこと自身がものすごく不審やし、これは逆に言うたら合併のときにも新庁舎の建設が100億かかるようなものが財政シミュレーションの中に入ってなかったということについては、相当あのとときには住民から、わざわざ、いずれせんなんのはわかってんのに、財政シミュレーションの中でそれを入れへんということは、入れたら財政的にもものすごく困るような状態になるから、あえて入れへんかったんちゃうかというの、住民のその説明に行かした人の声を相当聞いたんです。僕もやっぱり財政シミュレーションも出たときには、当初はそのまんま、本当にこんなにいけるのかなということの中で、非常に疑問を持ったもんですから、改めてちょっと細かく聞かせてもうた結果が、やっぱり予想どおりの結果やったんで、自分自身でもがっかりしてるんですが、そしたらもう方向変えまして、とりあえずそしたら今、その道路計画されてる中で、この10.5メートルの仮の法隆寺駅前線のその部分を、□川議員が言われたような形で18メートルも買うという形で事業をやったとしたら、用地費どれぐらいふえるんですか、25億の概算の中で。多分、これ、される場合には、概算ですからざっとの金額で、土地の単価がどれぐらいで、それでやっていますから、その10.5の部分を逆に18にしたら、簡単にそういうのが出てくると思うんですが、どれくらいですか。

○森河委員長 西田都市整備課参事。

○西田都市整備課参事 この件につきましては、きのう若干説明させていただいたと思うんですが、都市計画審議会の中で、その周辺道路整備の費用が幾らかかるかというような質疑があった中で、16、7億円ということでご答弁させていただきました。そして今、おっしゃっていただいております法隆寺の駅前線の整備等についても、当初10.

5の予定でしたが、18メートルの全幅で用地の願いを地元へおろしたということと、312号線、駅北口から服部道ですね、その分についても歩道拡幅だけの予定をしておいたやつだけが、委員の方からもご意見いただく中で、車道も含めた拡幅をしたらどうやねんということがあって、地元へおろさせていただいたらご理解いただけたということも含めまして25億という数字に変わってきたというのが経緯でございまして、そういったものも含めて25億ということでご理解いただきたいというふうに思います。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたら、図面ではこの間、□川議員が言わはって10.5になったんだけど、現実には町が概算の25億見積もった中では、図面としては5号線もきちっと拡幅し、あるいは2号線についても18メートルの幅員で概算をしたという、そういう解釈でいいんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西谷委員 そしたら結構です。

○森河委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で一般会計に対する質疑は終了いたしました。

次に、議案第21号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第21号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

○森河委員長 中井さん、ちょっと座ってやってください。

○中井住民生活部長 議案書と予算書の朗読だけは起立をしてさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○森河委員長 座ってください。座って結構ですから。

○中井住民生活部長 よろしいですか。

○森河委員長 座ってください。

○中井住民生活部長 よろしいですか。そうしたら、着席してさせていただきます。

議案第21号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について  
標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

特別会計予算書に基づきましてご説明を申し上げたいと思いますので、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億6,300万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ、先ほど申し上げました25億6,300万円でございます。前年度予算額と比較をいたしまして3億8,120万円、17.5%の増となっております。

国民健康保険制度は国民皆保険の中で他の制度の受け皿として重要な役割を担い、地域医療の充実と住民の健康増進に大きく貢献してきたところでございます。しかし、急

速な高齢化の進展や社会情勢の変化は、いや応なく国民健康保険制度を巻き込み、今や基盤となります財政状況は非常に厳しい状況でございます。高齢化等に伴います医療費の増加や退職によります加入者の増加に対しまして、長引く不況下にあっては税収の確保が困難となっているところでございます。収納率向上へのさらなる取り組み、保険事業活動の積極的な展開によります医療費の抑制に努めまして、制度の円滑な運営に資しますとともに、医療改革や国が示しております国保の再編統合にも留意をしてみたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入予算からご説明を申し上げます。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税についてでございます。8億5,365万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして8,205万円、10.6%の増を見込んでおります。その内訳でございますが、現年課税分及び滞納繰越分等を合わせまして、一般被保険者分で6億7,900万円を、また退職被保険者分では1億7,465万円をそれぞれ計上をいたしております。本特別会計の主たる財源でございます国民健康保険税の徴収につきましては、長引く景気低迷により納付状況は厳しい状況となっております。しかしながら、国民健康保険加入者の負担の公平性、自主財源の確保からも収納率の向上に努めているところでもございます。また、滞納整理に当たりましては、催告書の送付、徴収嘱託員によります訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班によります訪問徴収を行います一方、納付相談にも積極的に取り組みました。また短期被保険者証の交付によります計画的な納付の励行を進めているところでございます。厳しい収納状況の中で、今後は悪質な滞納者につきましては資格者証の交付も考えなければならないのではないかと考えております。

次に、10ページからの第2款の国庫支出金でございます。今年度は7億5,936万4,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして6,976万9,000円、10.1%の増を見込んでおります。第1項の国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、4億4,855万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして7,466万円、20%の増を見込んでおります。医療給付費分現年分といたしまして3億7,795万5,000円を計上しており、一般被保険者医療給付費等の総額に制度上の負担割合をもちまして積算をいたしております。また、介護納付金分現年分といたしまして7,058万7,000円の計上

となっているところでございます。

次に、11ページの第2目の老人保健医療費拠出金負担金についてでございます。1億3,113万2,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして4,119万5,000円、23.9%の減を見込んでおります。国庫負担制度により負担割合によって積算をいたしております。

次に、第2項の国庫補助金、第1目の財政調整交付金でございます。1億6,798万6,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして3,368万7,000円、25.1%の増を見込んでおります。医療給付費分普通財政調整交付金1億4,944万4,000円、介護納付金分普通財政調整交付金1,728万2,000円、医療給付費分特別財政調整交付金126万円の計上となっているところでございます。

次に、12ページの第3款の療養給付費等交付金についてでございます。6億676万5,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして1億892万円、21.9%の増を見込んでおります。当該費目の予算積算時における状況等を勘案いたしまして計上をいたしたところでございます。歳出の退職被保険者等療養給付費に連動した分となっているところでもございます。

次に第4款県支出金でございます。1億112万2,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして8,518万7,000円、534.6%の増を見込んでおります。これは三位一体の改革により負担保険給付費に係ります国庫負担の一部が県に移譲されたことに伴う増でございます。

次に、13ページの第5款共同事業交付金でございます。前年度の実績を勘案する中で、前年度予算額より3,120万円増の5,120万円の計上をさせていただいております。

次に14ページの第6款財産収入でございます。これにつきましては、3,000円の計上となっているところでございます。国保財政の基盤安定を図りますための基金を設けております。その基金の積立金によって生じてきます預金の受取利息を見込んだものでございます。

次に、第7款繰入金でございます。1億8,918万4,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして342万8,000円、1.8%の増を見込んでおります。繰入金の内訳でございますが、国保財政の基盤安定、人件費、事務費、

出産育児一時金、安定化支援事業に係るものでございます。

次に、15ページの第8款繰越金でございます。1,000円の計上をさせていただいておるところでございます。

次に、16、17ページの第9款諸収入でございます。第1項の延滞金加算金及び過料では5万9,000円の計上、第2項の雑入では165万2,000円の計上をさせていただいているところでございます。

以上が歳入についてのご説明で、続きまして18ページからの歳出予算についてご説明を申し上げます。

まず、18、19ページの第1款総務費では4,838万2,000円の計上をさせていただきました。前年度予算額と比較をいたしまして187万7,000円、4%の増となっております。第1目の一般管理費では3,122万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして101万1,000円、3.3%の増でございます。主なものは、国保事業に携わります職員の人件費、一般事務的経費及び医療費適正化対策事業の一環であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費でございます。医療費の適正化対策を行い、年々ふえ続ける医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、20、21ページの第2項徴税费、第1目の賦課徴収費でございます。1,590万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして142万5,000円、9.8%の増となっております。国保税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものでございます。また、国民健康保険特別対策事業費につきましては、賦課徴収費に統合をいたしましたために廃目をさせていただいております。

次に、22ページの第3項運営協議会費でございますが、前年度予算額と同額の29万9,000円の計上をさせていただいております。

次に、第4項趣旨普及費では、前年度予算額と比較をいたしまして1万8,000円増の95万3,000円の計上をさせていただいております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及に努めることといたしております。

次に、23ページから26ページの第2款保険給付費でございます。18億26万6,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして3億7,249万6,000円、26.1%の増となっております。歳出予算の過半を占めます本特別会計の根幹をなします科目でございます。予算編成時におけます療養諸費、

高額療養費などの推移や動向などを勘案して積算をいたしました。最初に23ページの第1項の療養諸費についてでございます。前年度より3億378万4,000円、23.2%増の16億1,400万1,000円を計上をさせていただいております。

続きまして、24ページの第2項高額療養費は、前年度予算額と比較をいたしまして6,821万2,000円、66.7%増の1億7,046万5,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、25ページの第3項の移送費では、前年度と同額の10万円の計上となっております。

続きまして、第4項の出産育児諸費でございます。これは26ページでございます。前年度予算額と比較をいたしまして60万円増の1,260万円の計上となっております。

続きまして、第5項葬祭諸費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして10万円減の310万円の計上となっております。

次に、27ページの第3款老人保健拠出金についてでございます。4億7,011万1,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして6,521万6,000円、12.2%の減となっております。本町国保も一保険者としまして老人保健医療費に係ります医療費相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出をいたしております。算出基準は平成17年度の概算医療費と平成15年度の確定医療費を基準として定められました算式により積算をいたしたところでございますが、対象者減少による老人保健全体の医療費が減少すると見込んでいるところでございます。

次に、28ページの第4款介護納付金でございます。1億9,203万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして6,245万3,000円、48.2%の増となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分として社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する必要があるとございます。その積算基準でございますが、老人保健拠出金と同様に当該年度の概算、介護給付費納付金の額と前々年度、平成15年度の積算額を調整して算定されたものとなっているところでございます。全国的に介護保険の給付が増加しているところでございます。これに伴いまして納付金も増加するものと見込んでいるところでございます。

次に、28、29ページの第5款共同事業拠出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして1,046万8,000円、28.8%増の4,677万7,000円

の計上となっております。この制度は高額医療費の発生によります市町村国保の財政運営の不安定を緩和するために設けられた制度となっておりますのでございます。

次に、29、30ページの第6款保健施設費でございます。前年度予算額と比較をしまして89万1,000円、23.1%減の296万6,000円の計上となっております。第1目の医療費通知費では196万6,000円の計上をさせていただいております。医療費の通知は被保険者が利用した医療サービスとその費用を確認していただくことによりみずから健康管理の必要性を自覚していただき、健康づくりの意識高揚を促すことを目的としているところでございます。

次に、30ページの第2目人間ドック健診受診費用助成費でございます。これは国民健康保険の被保険者に対しまして人間ドック健診費用の一部を助成することで疾病予防及び早期発見等、健康の保持増進を目的としているところでございます。助成金は1人2万円を限度といたしまして、前年度予算額より20万円増の100万円の計上をさせていただいております。保健事業費につきましては、訪問歯科診療及び食生活改善活動等に係ります経費を計上いたしておりましたが、本年度は一般会計でご説明も申し上げました理由によりまして、一般会計に移行して取り組むことといたしたところでございます。

次に、31ページの第7款公債費でございます。前年度予算額とほぼ同額の16万6,000円を計上をいたしております。財政状況の必要に応じまして医療費の支払い資金を金融機関等で一時的に借り入れ措置が生じた場合に、速やかに対応を行いますためにその利子分として計上をさせていただいております。

次に、31、32ページの第8款諸支出金でございます。前年度予算額等と同額の130万2,000円の計上をいたしております。一般及び退職被保険者等に係ります保険税の還付金の計上が主なものでございます。

次に、33ページの第9款予備費でございます。これにつきましては100万円の計上をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○森河委員長 国民健康保険事業特別会計予算についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の9ページなんですけれども、国民健康保険税なんですけど、税収増と  
なっているんですけども、これはどういった影響からこのような増になっているのかに  
ついてお聞きしたいと思います。国の影響が大きいと思うんですけども。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 まずこの関係につきましては、国、地方税、財政の三位一体改革を  
行いまして、これの国保事業への影響を、これが主なものでございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 済みませんが、私の質問がちょっとおかしかったと思うんですけども。税制  
改正の影響によって保険税が上がることで生活が大変な方っていうのが今後出てくる思  
われますんで、そういった方が相談に来られたときなどはやはり丁寧に対応していただ  
きたいなというふうに、これはこんだけにしておきますわ。

済みません、委員長。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 続きまして、先ほど説明の中でも部長の方から資格証の発行について、今後  
そういった対応もしていかなければならないことも検討をしているというふうにおっし  
やってみましたけども、現在までには発行されているという実態はないわけですね。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 資格証の関係でございますが、現在3カ月と6カ月のやつござい  
ます。

○森河委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 現段階では木澤委員の方からご質問のあります資格証につきまし  
ては、発行はいたしておりません。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまでにも資格証については発行しないでほしいということを僕らも言っ  
てきまして、町の方としてもそういった対応をいただいていると。ただ悪質なもの  
についてはやはり調査、研究してそういうものの発行も必要なのかなというふうには考  
えておられるようですんで、今後その研究についてもまたよろしくお願いします。

あと、もう1点だけ済みません。一般質問でも以前に言わせていただいたんですけど  
も、ジェネリック医薬品の普及についてですね、町の医師会等でそういった動きについ

て変化があるかどうかと、情報を聞いておられたらその辺についてちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 今、言われておりますジェネリック医薬品関係につきましては、情報等入っておらないのが現状でございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 町としてそれを周知するとかお勧めするとかいうのはちょっと難しい状況にあるのかなというふうに思うんですけども、このジェネリック医薬品が普及することによって町としても国保会計が助かりますし、患者さん本人にしても医療費負担が助かるということで、どちらもやはり負担軽減ができる、そういう医薬品ですんで、やはり町としても意識を持っていただいて、その町の医師会等で話をされる中では一定そういうものもありますよというお話もできるのかなというふうに思いますんで、今後普及についてはやはり広がる方向で研究等をいただきたいと思いますんで、よろしく願います。

○森河委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 以前にもそういうことでお答えをさせていただいたという記憶がございますけども、そういうことで各医師の先生方にはそういうジェネリック医薬品の関係等につきましてもお話はさせていただいておるんですけど、その先生方の個人的なそういう考え方もございましてなかなかジェネリック医薬品をお使いになっていただけるような、今のところは状況ではないのかなというふうには思っておりますけども。機会あるたびにそういう形で医師の先生方にはそういうお願いをさせていただきたいなと思っております。

○森河委員長 ほかにございませんか。

□川委員。

○□川委員 24ページの高額療養費なんですけれども、平成16年度で1カ月での最高額、まだ3月あるわけですけれども、今までで1カ月で一番多かったのは幾らぐらいの金額になってるのか。この高額療養費の申請というんですか、もう病院かかったら病院から送ってくる資料によってもうあれしてくれはるのか、それともやはり個人、私の、仮に10万円かかったら高額療養費もらえるんで、申請をせないかんのか、その制度ちゅうのか、手続についてお聞かせ願いたい。

それから、参考資料の39ページですね、この高額療養費、一般とそれから退職とあるわけですが、今の一般の方は約、平均9万円ぐらいですね。退職者の方は、ざっとの計算ですが、13、14年は7万円、17年度については12万円ほどになってるんです。15年、16年、17年と2万ずつ上がっているわけなんですけれども、平均ですよ、どこにその原因あるのか、もしわかってあったらお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 高額療養費の関係でございますけれども、まず個人がそれぞれ申請していくというものでございます。現状的には今、一番斑鳩町で高額療養の関係で医療費100万円を超えるものにつきましては、一番高いやつで340万ぐらいで、心臓関係のやつでございます。それと、参考資料の高額、一般被保険者等の関係の金額の増についてでございますけれども、最近、特にこの生活習慣病というものがふえております。要は肥満やら高血圧、糖尿病、高脂血症等が生活習慣病になるわけでございますけれども、こういったものがかなりふえてきておるという中で、金額の増がふえておるといような現状でございます。

申しわけございません。それと、退職関係でございますけれども、やはり退職者につきましては60歳以上にならないと年金をもらわないというようなことと、それから一般被保険者につきましてはそれ以下の若い方もいらっしゃるわけでございますけれども、そういった中で特に退職者につきましてはかなりの病気というんですか、今言うてるような高脂とか糖尿病関係の病気が多うございますので、そういった形で金額的な誤差が出ておるといことでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 今、基本的なことだけをちょっとお聞きしたいと思うんですが、例によって講評では何か、収支1億円ほど赤字になると予想しているところですが、予算ではそこまで赤字にならないように組んでいるのですとかね、代表監査委員おっしゃってる。この議会へ提出いただいているんですか、結果報告書には、結局保険給付費の支出を賄うのに十分な保険税の総額算定において予算審議では避けて通ることなく突っ込んだ検討を望まれる。そしてその前段として国民健康保険税を決定する手続を踏んでいないからであると、このように述べられておられるんですが、この点についてどのように対処されてこの予算書の提出されることになったのか、ちょっと具体的に述べてください。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 監査委員さんおっしゃりますには、要は未納の関係、未納の徴収、それと国民健康保険税の事業の特別会計におけます保険税の算定に関しましてご意見をいただいております。この関係については、私ども重く受けとめておるところでございます。未納の関係につきましては、国民健康保険税の徴収について、まず長引く景気低迷によりまして保険納付状況は厳しいところでございます。滞納者の整理に当たりましては、保険の加入者の負担の公平性や自主財源の確保からも催告書の送付、徴収嘱託員によります訪問徴収、担当課といたしまして課長以下全員によります滞納者との面談、また納税交渉、指導をしております。それ以外にも口座振替の推進、また特別徴収班によります訪問徴収、納付相談等に努めておりまして、短期被保険者証の交付による計画納付の励行も行っております。また、高額療養費や療養給付費、出産育児一時金といった現金給付を行う場合には、国民健康保険税の納付状況を確認し、滞納者にありましては口座振り込みをせず窓口払いといたしまして、滞納税額に充てさせるべく指導もしております。今後はこれまでの取り組みを継続いたしまして、さらに強化に努め税負担の公平と自主財源の確保を図っていきたいと考えておるところでございます。

それと、保険税の算定ということでございます。保険税の賦課総額を求める各種賦課基準、つまり税率につきましては医療分では平成8年度に改定しておるところでございます。今日の国民健康保険の財政の悪化というものは、国民健康保険事業に要する費用のうち保険給付費、介護納付金等に要する経費、すなわち医療や介護サービスに係ります費用の大きな伸びに対しまして保険税の収入の増加の均衡がとれていないことが原因でございます。平成17年度の予算では、歳出予算から国庫金等で賄われます歳入金額を控除した金額を税込として計上しておりますが、保険税の収納について一層の努力をいたしますとともに、今後この保険給付に見合います税込の算定につきまして、まず国民健康保険運営協議会にその方向性を諮ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 未収税額というんですか、未納税金の徴収に関しての対策ということについては、私はその形でいいと思いますし、当然、定期監査結果報告書にも、監査委員さんは結局、今課長がおっしゃったように、歳入予算の保険税算出主義、そこへ収納率を除して賦課すべき保険税総額を求めると、その収納率を除してしても、なお赤字が来る

んだと、そういうような出し方はおかしいんじゃないかなと、私もそない思うんですよ。だから、当然未収部門についての対策は今までどおりしっかりやってもらいたいということもありますけど、まず賦課基準の金額をそのまま置いておくのも無理があるんじゃないかなと私は思っております。

また、先ほど西谷委員も聞かし、住民説明会のことにも触れておられましたけどね、合併についてのね、あのときでも合併すれば33%か36%上がるんだという説明、目で見えるように比較っていう形でね、現行と比較、その間にちょろっと、今これだけの赤字があるということはたしか書いてなかった口頭で1億6,000万か何か、そういう話をしておられたように思っています。そのことはもう住民にとってみたら、合併したらいきなり33%高う払わなあかんのかと。その中に運営協議会でいろいろ検討しております、その段階でももう既に1億6,000万という数字やったと思う、説明はしておられたと思うんですけど、住民の方はその書類を先に見て、これ合併すれば33%、36%上がると、そんなんやめとこうというようになられた人もたくさんおられたと思うんですが、そして幸いと言うたらなんですが、上がらないですね、この今の予算ではね。これは先送りしただけだと私は思うんですがね、なぜそれで今、今年度そういう形で持ちこたえようとされるのかね、私にはちょっと理解できないんですが、何かそれは手続上、今年度の17年度のこの特別会計予算を提出するに当たって、まだそれらの手続が必要であるからとりあえずこういう形で出しておられるのかなと思うんですが、その点についてはどのように理解すればいいですか。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 この算出につきましては、あくまでも前年と見比べる中での制度上のものので計算させていただいておるわけでございます。ただ、今言われております税制の変えるというようなことにつきましては、やはり国保の運営協議会にまず諮っていかなければならないというのは1点ございます。この関係につきましては、現在資料等を調整する中で、この3月の末ぐらいを予定といたしまして協議会を開催して、その中で説明をしてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、この予算審査は3月議会であるので、とりあえず出してある、前年度比という形で出してあるということで、今までの赤字をどういいうぐあいにするかはこれが終わった後で3月に運営協議会を開いて、いろいろ説明させていただいて、そ

の場で、いやこれではちょっと難しいん違うんかということで、来年度へ値上げを延ばしておると、そんなふうにはしか思えないんですが。今年度ね、こういう単独町政ということで打ち出してますし、その中であえて先送りしておられるように思えてしょうがないんですが、ここ何年間はこのままでもいけるんだと、今までの累積赤字から考えていたらもうその限度やと私は思うとるんですが、その点は大丈夫なんでしょうかね。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 現実的に累積赤字につきましては1億6,800万ちょっとございます。単年度にいたしましても9,500万の赤になるところでございます。この関係につきまして、やはり赤字ということを見る中では、私ども金額を上げていかなければならないというのはもう率直な考え方でございます。ただ、平成8年度に医療分で改正されまして、介護につきましては12年度に制定があったという中で、10年近くそのままになってきておるのは現状でございますが、今年度につきましては先を見る中で何とかいける見通しがあるのではないかという中で、なおかつ合併等もございました中で急遽、改正というような考え方に立たなければならないということもございます。本来であれば何年か周期に一度ずつそういう税制について見直していかなければならないところではございましたが、この平成8年から今までされてなかったというツケがあるわけではございますので、その辺につきましては肝に銘じましてこの運協に諮っていききたいと、その辺思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 いやいや、何も課長責めてるんやないんですけどね、先送り、先送りになってきてるんじゃないかなということで心配してるということですね、この単独でいくとき、そしてまたその住民説明会でも、説明の内容からいうて、それはやりにくいやろうと思います。確かに合併について、合併したら33%、36%上がりますよいうて、ばあんと書類出してきてね、口頭で上がるかもわかりませんと言うと、それも単独でも上がりますよということなぜ言わなかったんかな、なぜ資料を出さなかったんか、それが残念なんですよ。だから、それが住民に対しての信頼問題で、今きちっとこれは値上げをしていくという、税収がどうしても赤字をもう持ちこたえられないと、だからこういう形で出してくると、それを1年だけちょっと見込みをしておくというような、それ非常に住民に対して不信を抱かせるもんじゃないかなと、私はそういうように思ってます。そのことだけ申し上げて、意見として申し上げておきます。何ぼそれは言うても今どう

のこうのできる問題じゃないしね。そういう出し方をされてるんじゃないかということだけは指摘しておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑は終結いたします。

続いて議案第22号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、続きまして議案第22号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第22号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

特別会計の予算書に基づきましてご説明を申し上げたいと思いますので、まず41ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算

平成17年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,714万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

当特別会計の概要についてご説明を申し上げます。

予算総額といたしましては、先ほど申し上げました歳入歳出それぞれ19億6,71

4万円で、前年度予算額と比較をいたしまして6,068万円、3.2%の増となっております。少子高齢社会が進行する中、高齢者の多くは疾病をあわせ持ち、その疾病は慢性的な経過をたどることが多く、完治が困難であるなど、若年者とは異なる特性があります。老人保健制度は老後における健康保持と適切な医療の確保を図ることから、疾病予防、健康教育等の保健事業を総合的に実施し、高齢者が健康で生き生きと暮らせることを目指しております。医療費の動向につきましては、平成15年と平成16年の同期を比較いたしますと、入院の1人当たり受診件数は20%の増、1人当たり医療費では15.1%の増、外来では1人当たり受診件数が0.8%の増、1人当たり医療費では0.9%の減少となっているところでございます。

では、予算書の47ページをごらんいただきたいと思っております。歳入の方からご説明を申し上げます。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして4,086万2,000円、3.4%減の11億4,965万3,000円の計上をさせていただいております。歳出科目の医療給付費等の総額に制度上の負担割合を乗じて積算をいたしておるところでございます。

次に、48ページの第2款国庫支出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして6,741万8,000円、14.3%増の5億3,870万4,000円の計上をさせていただいております。第1款の支払基金交付金と同様に所定の負担割合により積算をいたしております。

次に、49ページの第3款県支出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして1,685万2,000円、14.3%増の1億3,452万2,000円の計上となっております。

次に、第4款繰入金でございます。1億4,425万7,000円の計上をさせていただいております。前年度より1,727万2,000円、13.6%の増でございます。一般会計予算の第3款民生費からの繰入れ措置を行うものでございます。

次に、50ページの第5款繰越金及び51ページの第6款諸収入につきましては、前年度と同額を計上をさせていただいております。

次に、52ページからの歳出予算についてでございます。第1款の総務費でございますが、老人保健事業に係ります一般事務に要します経費といたしまして、前年度予算額と比較をいたしまして43万5,000円、4.5%増の1,005万1,000円の

計上をさせていただきました。

次に、53ページの第2款医療諸費でございます。19億5,678万7,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして6,024万5,000円、3.2%の増となっております。第1目の医療給付費では19億円の計上でございます。前年度予算額と比較をいたしまして5,000万円、2.7%の増となっております。さきにご説明を申し上げましたように、入院外に係ります医療費の動向を分析をする中で予算計上をさせていただいたところでございます。続きまして、第2目の医療費支給費でございます。整骨、コルセット等に要しました費用及び高額医療費の支給に係ります経費が主なものとなっております。それで4,700万円の計上をさせていただいております。高額医療費の支給、鍼灸治療院の新規開院などによりまして、前年度予算額と比較をいたしまして970万円、26%の増となっているところでございます。続きまして、第3目の審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託をいたします経費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして54万5,000円、5.9%増の978万7,000円の計上をさせていただいております。これは歳入におきまして、審査支払手数料交付金の交付対象となるものでございます。

次に、54ページの第3款諸支出金でございます。前年度予算額と同額の2,000円を計上させていただいております。平成16年度決算の確定に伴います支払基金、国、県からの交付金の精算におきまして、超過交付が生じた場合、当科目から返還をさせていただくものでございます。

次に、55ページの第4款の予備費につきましては、不慮の支出に備えまして30万円の計上をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○森河委員長 老人保健特別予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第23号、平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第23号、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず議案書の朗読をいたします。

議案第23号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について  
標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

お手元にお配りいたしております特別会計予算書に基づき、ご説明申し上げます。

57ページでございます。朗読をさせていただきます。

平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ432万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、当特別会計予算の概要をご説明申し上げます。

58ページをごらんください。まず歳入予算でございますが、第1款の繰越金といたしまして、前年度からの繰越金といたしまして432万3,000円を計上しております。

次に、第2款の諸収入についてであります。預金利子等で2,000円を計上しております。

続きまして59ページでございますが、歳出予算であります。第1款総務費といたしまして、財産区の維持管理費に要します必要経費として22万5,000円を計上させていただきます。

次に、第2款の予備費であります、410万円を計上いたしております。

以上、まことに簡単であります、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○森河委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。

小野委員。

○小野委員 予算についての審議のときなんですが、ここの財産区財産の明渡しを、財産区財産というんですかね、下司田池の明渡し請求の提訴、議会からの提訴ということで、それがなされて長年たつとりますし、なかなか解決しないということで、当初は議会も判決もらうということで、公判の進め方についてもいろいろ注文つけさせていただいておって、余りにも長いということで、和解もやむを得ないということで180度転換ということで今、進めていただいております。そういう方向転換というんですか、それらをしてまだ公判中のことで余り、公にできないこともたくさんあるんだなと、私は思っておりますが、まだそのときに早く、できるだけそういうことを情報として議会へ報告してほしいというのは、これは差し控えておりますけど、希望としてやはり当初は判決ということでお願いしてたんですが、その判決をいただくということに対して今度また高裁とか、下手したら最高裁までいってしまったら何年かかるかわからんということの、私自身そういうことに配慮したんですが、当初、判決という話があるときに、和解の話がどんどんどんどん最初進んでいくから、いやちょっと待ち、待つてほしいということで、それやったら意味が違うよということで再確認という形で判決を必ずもらうということで進めてもらった。そういう紆余曲折してるし、ただ、今、昨年ですかね、一応和解で早く決着つけてもらうのも住民のためだということで、被告側からその和解金というんですか、解決金の提示もあったと思うんですけども、これでこちらの方がそれに対していろいろ調整をしておられると思うんですが、できるだけ早目に解決できる方法をまた顧問弁護士とも相談されながらしていただきたいと、それだけをちょっとお願いだけしときたいと思いますので、それについてのコメントは、こういう場所ですので結構です。ただ、この場所で委員の一人、そういうことを申し上げたということを参考にいたしてもらおうと。できるだけ早く解決する方法というのはいろいろありますけども、よろしくお願ひしときます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第24号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、議案第24号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第24号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について  
標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書の67ページをお願いいたします。まず、朗読をさせていただきます。

#### 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億2,800万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利 重

それでは、ご説明申し上げますけれども、事業執行の主な考え方につきましては、町長施政方針及び提出議案説明で述べさせておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。75ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。第1款分担金及び負担金では、供用開始に伴い公共下水道加入負担として県内の供用開始初年度の下水道接続率を参考にいたしまして、対象家屋約2,000戸のうち15%の300戸分として3,000万円を計上いたしております。第2款使用料及び手数料、第1項使用料では、下水道使用料として567万円の計上。

次に、76ページであります。第2項の手数料では、排水設備指定工事店指定手数料等40万円の計上であります。第3款国庫支出金では、前年度で9,450万円増の5億250万円であります。

77ページでありますけれども、第4款繰入金では、前年度より845万3,000円減の3億4,021万2,000円であります。第5款繰越金では1,000円の計上であります。

78ページであります。第6款諸収入では雑入として、消費税還付金等で前年度より371万7,000円の減、2,331万7,000円の計上、第7款町債では、前年度より2億430万円増の8億2,590万円を計上いたしております。

恐れ入りますけれども、93ページをお願いします。93ページですけれども、各年度末での下水道の起債現在高の見込み調書であります。右端下の平成17年度末では60億8,983万5,000円となる見込みと見込んでおります。

続きまして、また79ページをお願いいたします。79ページ以降の続きまして歳出であります。第1款公共下水道費、第1項下水道管理費であります。下水道の供用開始に伴い、支出の明細を明確にするため新たに下水道管理費を設けましたので、皆増とな

っております。第1目下水道総務費では3,529万4,000円の計上で、主に人件費と負担金補助及び交付金であります。第13節の委託料は下水道使用料金を水道と一括で徴収するために、水道への業務委託料であります。

次に、80ページであります。第2目施設管理費では914万6,000円の計上で、下水道台帳作成業務委託料と流域下水道維持管理負担金であります。流域下水道維持管理負担金は県に支払う下水道維持管理の負担金で、放流流量1立方メートル当たり、消費税込みで58円80銭でありまして、264万6,000円を計上をいたしております。

次、81ページであります。第2項下水道新設改良費、第1目管渠等新設改良費では、前年度より2億9,473万6,000円増の12億4,781万7,000円の計上であります。新年度では面整備で約12ヘクタール、幹線管渠では約1キロメートルの工事を予定いたしております。

また、82ページでありますけれども、第19節負担金及び交付金で、補助金として浄化槽雨水貯留施設転用補助金として50戸分、500万円を計上いたしております。82ページ下にあります流域下水道事業費は、目を廃止し新たに83ページであります。

83ページに第2款流域下水道費として款を起こしております。流域下水道事業費は1億4,198万1,000円の計上であります。

第3款公債費では、第1目元金で1億6,198万1,000円、84ページの第2目利子では1億3,178万1,000円の計上であります。

次に、70ページにお戻りいただきたいと思えます。70ページの第2表、継続費であります。龍田北汚水幹線第2工区につきまして、平成17年度、18年度の継続事業をお願いするもので、総額は7億円であり、年割額は平成17年度で5億円、18年度で2億円であります。第3表の債務負担行為は、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例に伴う利子補給及び損失補てんであります。

71ページでありますけれども、第4表、地方債につきましては、目的、限度額等でありますけれども、ご説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第24号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきますが、冒頭ご説明申し上げましたように、供用開始のめどがつかしまして、引き続き事業認可区域245ヘクタールの整備に向け進めるとともに、供用開始区域内の下水道の普及率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも

議員皆様、住民の方々のご協力をお願い申し上げます。

最後に、何とぞ原案どおりご承認賜りますことをお願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○森河委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 予算書の75ページなんですけれども、下水道使用料567万円見込んでおられるということなんですけれども、これ加入負担金と同じように300世帯で割ると1万8,900円なんですけれども。

○森河委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 済みません、今の下水道使用料金でございます。これにつきましては、300戸の加入、接続があったと仮定しまして、1件当たり、1戸当たり25立米を使われると。手続等の関係からちょっと控え目に積算をしておりますが、6カ月間利用されるということで、立米当たり120円を掛けて消費税を掛けた数字であるというような形で算出しております。ですから、一応簡単に言いますと4万5,000立米掛ける120円というような形になっております。それに消費税です。よろしく願いいたします。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 その計算方法につきましてはわかりました。あとですね、これまでも下水道課の方の人員体制につきましては、かなり懸念がされるということで、先輩議員の方からも意見があったと思うんですけれども、今後につきましては、下水道が供用開始していく中で、事務がふえるとか、あと浄化槽の補助金の手続がふえたり、業者の管理ですとか、あと、またやはり住民さんからの問い合わせというのがすごく多くなってきたり、また営業的な仕事もふえるわけですね、そういった中で本当に下水道課、この人員でやっていけるのかなということを思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 私の方からといたしましては、人員の増云々より、まず来年、17年度以降の事業、ボリュームについてご説明させていただいて、それに対しての心構えというものにつきましてご説明申し上げたいと思います。

まず17年度予算、事業につきましては、当然ながら供用開始します。またあとの事業認可区域も相当残っておりますので、工事費もふえてまいっておるのは確かでございます。

ます。それと、供用開始に伴いまして申請も発生してまいります。予算どおりいけば300戸計上いたしておりますけども、ただそれ以降、それ以外の方のご相談もあります。また、平成18年度以降のご相談もございますので、それらを加味しますと300戸の2倍から3倍の、当然相談はあると考えております。そうした中で町といたしましては、下水道課といたしましては、当然、配分された人員の中で住民の負託にこたえるためにその事業を淡々というか、精いっぱいこなしていくということしか私の立場では申し上げることはできませんので、ご了承願いたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 部長の方としての答弁として、できる限り一生懸命頑張りますというふうに言っているということとはよくわかるんですけども、その300戸、300世帯よりも住民の問い合わせがふえるというふうに言っておられるんですけども、その数としてすごい数になると思うんですけども、僕も近所の方からもすごい聞かれますし、それに対してやはり今後、実際的に手続踏んでいく中では専門的に答えていただきたいというふうに思いますので、その下水道課の方へ問い合わせが殺到するというふうに考えております。部長の方から今、答弁いただきましたけれども、この体制につきまして、町長の方にちょっと答弁いただきたいと思うんですけども。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 体制づくりちゅうのは当然、その課等でやるわけですけども、私はやっぱり職員が、部長がやる意欲を持って、職員とともにやっているわけですから、平成17年度がどれだけの問い合わせがあるのか、あるいは、そういうことを十二分に見ながら、体制がどうあるべきか、これで十分クリアができるのか、そのことをやっぱり十分見ていく必要があると思うし、今、現時点では部長は、17年からの供用に向けてひとつ努力をしてまいりたいと、こういうことを申し上げますように、我々としてはそれを真摯に向けて頑張ってもらいたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後、状況を見る中では人員増につきましても柔軟に図っていただくということと、やはり住民への説明責任というのもしっかり果たせる体制づくりについて、やはり今の体制では無理があるんじゃないかなということを意見として申し上げまして、私としては終わります。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 何か木澤委員、私としては終わりますと言って私の方を見ます、ああ後、任したと言われたのかなと思うんですけど、私も総括質疑の中で里川議員がね、供用開始に向けて下水道課の体制、職員の体制ですか、それらをあえて図るべきだというふうに提案されておりますし、部長の答弁としてはそういうことであるということだし、ただ、こういうことを言ったらなんですが、建設課の方で昨年、今年度ですかね、最終的に終わったのは、今後もまだあるんですが、例の法定外公共物の譲与に対しての制度が確立されたときに、もうあれ3カ年ぐらいのあれなかったかなと思いますんで、その時点でも私はこの譲与を受ける体制としては建設課の人員、今の仕事量、いろんなことを考えていって、やはり考え直してもらいたいと。じゃないと手おくれちゅうか、手戻りがたくさんふえてむだかふえるんじゃないかなと。それについては何とか間に合っていると私は思うんです。だけど今回の場合は、この今の木澤委員も言うてるように、住民に直接説明をしなければいけない、対応しなければいけない。今、小城町長は確かに部長もそう言うてる、それで頑張ってもらおうということで、この1年間見てからというのは、私はものすごい危険だと思うんですよ。それでね、供用開始の時期、やはりどこの自治体でもやはり人員でそれを体制を整えて、遺漏のないように住民から不信を抱かれないように、まして私はもう今年度の予算書を見て一番喜んでんのはこれですよ、歳入で負担金がもらえると、入ると。この一番大事なときですよ、それで今、部長も2,000戸の対象があって、いろんなデータから300戸と、これは私は、本来は2,000戸入ってもらいたいんです。今までの、少なくとも供用開始になったらすぐに入っていたら、ちょっとでも助かっていきたいと。助かっていきたいちゅう表現は妥当ではないかもわからんけどね。そういう事業だと私は考えておりますし、その手続に、仮にですよ、今の人員で説明不足、やっぱり人間の能力ちゅうのは限度ありますから、人数に対して説明不足があって、そしたら何も先でつなごやと、それは下水道法のぎりぎりいっぱいまでほっこやと言われて、この目標の300戸じゃなくてもっと少ない可能性もあるんですよ。そして、それが行政に対する住民の不信を招くおそれもあると思うんですので、ぜひとも前もって、それは定数にも制限加えてますから確かに難しい、そん中でやってほしいというのが町長の思いやったと思いますので、ここはやっぱりちょっと万全の体制でぜひお願いしたい。そのことを私もお願いしますので。

それと、これがその続きとしてお願いも重ねてやっていますので、少しちょっと教えてほしいんですが、今の15%だったかな、300戸、それがどういうところで思われたの

か、もっとどういうんですか、予算的にも、いやあこういう財政事情やからちょっとでも入ってもらいたいという希望的な、私はそれがあってもいいのかなと思いますねんけどね。といいますのは、特にいろいろ無理を言うて、その集中浄化槽で早くつないでくれるだろうというようなところへいろいろ調整してもらったという経緯もありますし、ある程度そこの自治会なんかにも協力をお願いしに行くという意味で、ちょっと15%というのは普通の供用開始のときの率ではないのかなと思いますねんけど、これももう少し見ていただいてもありがたいかなと思うんですが。

それと、教えてほしいんですが、80ページの流域下水道維持管理負担金というもの、先ほど部長、立米当たりで県に流域下水道ですから、県へ負担をする分だということですが、そのこれもやっぱり前年度ちゅうか、見込みで県との契約というんかね、そういうことになっていくのかね、実質の計算でやっていくのかということころをちょっと教えてほしいんです。

○森河委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 済みません。今の15%につきましては、先ほど部長の説明にもございましたが、大体、公共下水道への利用率についての平均的な利用率を見込んでいうふうにおっしゃっていただきました。全般的なことやないかというふうなことをシミュレーションした数値でございます。そして、決してこの15%にこだわるということではございません。あくまでも15%を達成目標といたしまして、これに達しなければもっと努力しなければならない。それで、これに達したからというて安心してこれでええわということではございません。そういう覚悟で作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

次に、流域下水道維持管理負担金でございます。これにつきましては、大体今の300戸を掛ける、先ほど木澤委員からのご質問ございましたが、300戸掛ける25立米掛ける、大体半年でシミュレーションしておりますけども、その中の上がってきたボリュームに対しまして、流域下水道へ放流する場合に、そのボリュームが立米当たり58円80銭、消費税込みで58円80銭、要するに300戸掛ける25立米掛ける半年掛ける58円80銭いう形で料金設定しております、その実際の数値となって報告されます。ですから仮に、例えば4月、5月、6月、この3カ月で上がりましたボリューム、それに対しまして報告しました数値で県から請求が来るという考え方でおりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 それと、81ページになるのかなと思いますねんけど管渠等新設改良費、やっとペース乗ってきたなという感じがいたします。その中で、これはもう議案27号で議会も議決した件なんですけど、契約についてのこともありますし、その時点での意見として、施工計画書は出していただきました。立派な施工計画書だなと見てるんですがね、これを担当の、現場の技術部門の職員さんはどのように読んでおられるのかなということをお聞きしたいんですが、例の工期延長になった最大の理由が、推進工の590.7メートルですかね、これでは当初の施工計画書では110日ほどみたいな感じですが、それでいけば1日590メートルしたら5.37メートル、平均ということで、さきの議案のときにちょっとお聞きしてたんでは、半分ぐらいのところまでは順調に行ってて、4本ですか、順調にいつて4.8メートルですね。すると、当初からそれはもう順調ではなかったように思うんですけど、それはなぜそういうことになるのか。それと、今後、変更計画の施工計画では、これに約200日ぐらいに書いておられるんですが、一つ疑問があんのが、当初のでは9月の初旬から5日以内ぐらいから推進をやるんだと。だけどこちらの方の変更で見てみたら、これはある程度実績も入ってきてるから、15日ぐらいからしか推してないんですよ。これはなぜそうなるのかとか、そういうようなことでどのように検討されてたのか、現場を預かっられていうんですか、その責任者としてどのように解釈しとられるんですか。

○森河委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 済みません。まず1点目でございます。当初からこれは順調ではなかったかなという懸念される部分でございますが、実際のところこの変更の施工計画書をごらんいただきましたら、変更の施工計画書の実施工程表をごらんいただきました中で、まず下の折れ線グラフでございますが、その折れ線グラフで見ますと、順調に進めば上の方のグラフになってくるところが、まずこのグラフからしますと、10月の末から、11月の中ごろからもうほぼ下降ぎみになってくる、角度が変わってくる、低下してきてるといような考察ができる状況でございます。そこから実際のところ、まずかたい部分に当たったというのは、この角度が変わってきた、おかしいなという判断をされたのがこの時点ではございました。しかしながら、いろんな手法を、例えばこうではないかああではないかと言いながらも、推進工事の方に機械の推進に努力していただいたという状況の中で、最終判断、決断を下したのが12月の中ごろ以降にこの土壤が変

わらない、層が変わらないというような判断になったわけでございます。そして、9月の初旬からスタートする部分について、15日から変更がスタートしてるとはではないかというのが、部分につきましてですが、若干の準備工でずれが起きてしまったというふうなことでございます。ですから、この日にちのずれにつきましても、ずれを取り戻すべく努力はしていただいたところでございますが、そのような状態になったということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 それと、開削工が当初の計画されたときから先にされとるといふ、結果といふのか、変更になつとるんやけど、これらについては何か事情があったのか。それと、その判断がいつするんかということなんですが、当初から5. 何ぼ、何メーターしか、平均ですよ、入らない。この前からのあれでは、4本ぐらいは入ってたということだから、このグラフに載ってこないのはもう着工した時点でわかるとるんですよ。だから、今さらどうのこうの言わないけど、やはり議会としても12月議会で委員会付託を省略してということで、特別な扱いをさせていただいたと、議運の委員長でそれでいろいろ考えさせていただいたと私は思つとるんです。だけど、だからもうもっと判断早うした方がええん違ふかということ、これは何もこのこと言うてるんじゃないんですよ。今後のこの予算のことで考えていってもらって、工事というものはそういうぐあいにきちっとやっぱりいろんな想定してタッチもしてほしいし、ここは早せなあかんからせなあかんねんとか。この開削工の前倒しいうのも、私は私なりに理解してるとるんですけど、一応話してください。

○森河委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 この開削工の前倒しにつきましては、当初施工計画書を、協議に上がってきた段階で、祭りの日にちにまともに当たるといふことで、業者の方と協議した結果、祭りまでに開削工を終えて現場を上がるというような目標で検討してくれということから、このような施工計画書になったということでご理解いただきたいと思っております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 施工計画書というのは、どういうもんなんですかね。やはり落札者、契約するにつれて、これは課長責めてるんじゃないんですが、やはり発注者側の責任者と現場代理人とでこの工事をどうして進めるかということで計画書を、ただ単に出させているだけではないと思うんですよ。だから、これの分析をされてたのかなというのが、私は

そういう、今の答弁は疑問だと思うんです。出して、一旦これ出されてるんですよ。これ出される前に計画をその担当とやるべきであって、それであつたら当初から開削工は実際された、祭りの前にやはりそこまで終わっておこうということで頑張ってたでいただきました。ありがたかったですよ。それはみんな、太鼓台出すのに工事されたらね、どういふことや言われるし、それを無視されたらやっぱり地域としてもなると思ふんです。そういう意味で大変失礼やねんけど、この推進工の、わからないんです、全然わからないんですけど、この工法の特徴というところにいろいろ書かれてること、これをどのように理解されて、こういういろんな工法の理論とか工法の特徴、それらが書かれてるんですよ。ここらについて職員の方はどれくらい理解しておられるのかなということ、今疑問に思ってますちゅうじゃなしに、頑張ってもろうてますということでは言いたいんです。

それで、先ほどの木澤委員が言うた供用開始に向けての職員の増員、現場の方もまたもっと人が要るんです。しっかりやってもらわないかん。そのことについて、もう一度ちょっと町長、先ほどの答弁のままで行くのかね、それも踏まえてもうちょっと弾力性を持って人事の、これ予算ですから、人数についてはこのままで結構ですけど、部長そう言っているの、やっぱり年度末にかけてもう一度やっぱりトップで考えていただけるかどうか、ちょっと感想をお聞かせ願いたいと思います。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 先ほど木澤委員に答弁申し上げますように、状況等、確かにトラブル等、いろんな問い合わせ等もあると思います。今、私自身はやっぱり下水道課等については、私はやっぱり精力的にこなしていただいているし、また現場との連絡を密にしながら、そして早く対応をしておるということも把握し、また助役等についても的確に処置をしている状況でございます。確かに今、木澤委員も小野委員もおっしゃるように、17年の3月31日に供用開始をいたしますから、そういう点についてはこれからの公共ますから宅ますに係る問い合わせ等、たくさんあると。そしてまた今おっしゃられたように、300戸以上になれば一番ありがたい話でございますし、そういう努力もしなきゃいけないし、いずれにしましても17年の新年度等、やっぱり職員等の関係については我々も十二分に協力しながら、現状等も見ていく中でできるだけ努力をしてまいりたいと思っております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 供用に向けて15年の3月ですかね、条例初め、いろんな規則の案を検討させていただいて、15年の3月議会で条例の議決というんですか、審議させていただいた、決定させていただいてました。いよいよ供用開始ということですので、その間、職員の皆さんも十分いろいろ対応についても検討されておったと思いますが、何もなかったらそれはそれにこしたことはないんですが、最初が大事ですし、初めての、斑鳩町の職員の皆さんにとっても初めてのことでありますので、やはりいろんなことで住民は要望してくると思いますので、それに対応できるようなまず体制をぜひともお願いして、私の質問を終わります。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 私も木澤委員から、今、小野委員の言ってくれはったんでもういいんですけども、私も心配するところはこれなんです。2,000戸のうち今300戸、予算を組んでおられるわけやけども、それは説明等大変だと思うんです。臨時職員でももっと雇ってでもと言っているが、それもないしでんな、現体制で頑張るという答弁いただいていますんで、それはそれで結構やねんけど、確かにこれえらいですよ、これ。心配されるのは無理ないと思うんです。そやから、今もう答弁聞きましたんで、それに向かって最大の努力をお願いしたいんと、また町長をお願いしたいのは、それはできるんかできへんかわからないけども、町全体でひとつ応援できるような体制も考えていただけたらと思いますんで、やっぱりその辺のどこ大事やと思います。ひとつよろしくお願いしていきます。

それと、80ページの、先ほど小野委員言われた流域下水道維持管理負担金と、前に払うた流域下水道、これは済みません、83ページの市町村の負担金ありますね、私この流域下水道事業市町村負担金の中にこれは入ってあるように、入っててもいいんじゃないかと思うんですよ。これからこれ、今の説明聞いてるとですね、余計入ってもらいほどまたこれふえていくわけでんな。こっちは皆完成になったら減るんじゃないかと思うんですけども、まだ信貴山とか生駒まで行かんなん関係もあって、それからことしは今までやられたところの維持ちゅうんですか、管理もこの中に僕は含んであったという解釈をしてたわけなんですけれども、これはやっぱり別個でないとどうしてもいかんわけですか。これは県から言うてくんのやからこっちゃで判断はできないと思いますんやけどね。

○森河委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 これはあくまでも、・川委員がおっしゃるとおり一緒な感覚も持たれがちなんですけども、この流域下水道維持管理負担金と申しますのは、あくまでも今、流した分についての処理費であるという見解でございます。そして、今まで支出しております、これからも若干は支出することになるだろう建設負担金、流域下水道建設負担金、これにつきましては管渠の建設及び処理場の拡張とか、そういう建設部分に対する負担金であるという見解で位置づけされておりますので、よろしく願いいたします。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 わかるんですけどね、ただもうやられてから安堵町とか工事、先にやられたところはもう早くに済んでるわけだな。そのやっぱり維持は絶対してくれてるはるわけや。なんていうか、整備とか検査とか、そやから私はそれに含んであったんかなと思うたんやけども、今まあ聞きましたんで、特にこれは県から言うてくるやつやから、ここで皆さんにどうやこうや言うてもどうもならないと思いますけども、やむを得ないもんだという解釈で終わります。

○森河委員長 ありがとうございます。ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計予算に対する質疑は終結いたします。

続いて、議案第25号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案第25号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第25号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

この特別会計につきましても、特別会計予算書に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

95ページをごらんいただきたいと思います。予算書を朗読いたします。

#### 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,400万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、当特別会計予算の概要についてでございます。第2期の斑鳩町介護保険事業計画、老人保健実施計画の最終年度に当たります本特別会計の歳入歳出予算の総額は、先ほど申し上げました12億2,400万円の計上となっておりますところでございます。本特別会計予算につきましては、第2期介護保険事業計画の中で見込まれております介護サービスに係ります給付量をもとに、平成16年度の実績及び今後の給付額等を推計いたしまして、平成17年度に必要な予算を計上させていただいております。介護を必要とします方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給及び適正な介護保険事業の運営等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、歳入の方からご説明を申し上げますので、103ページをごらんいただきたいと思います。

第1款保険料でございますが、2億1,167万9,000円の計上となっております。65歳以上のいわゆる第1号被保険者に係る保険料でございます。次に、第2款使用料及び手数料では、保険料の督促手数料といたしまして3,000円の計上をさせていただきます。

次に、104ページの第3款国庫支出金でございます。2億7,261万円の計上と

なっております。第1項の国庫負担金では、介護給付費11億7,050万2,000円の20%に相当します2億3,410万円を計上をさせていただいております。また、第2項の国庫補助金では、調整交付金といたしまして3,851万円の計上となっております。

次に、105ページの第4款支払基金交付金でございます。介護給付費の32%に当たります3億7,456万円の計上となっております。40歳から64歳までの方の保険料に係るものでございます。次に、第5款県支出金につきましては、介護給付費の12.5%に当たります1億4,631万3,000円の計上をさせていただいております。

次に、106ページの第6款財産収入でございます。介護保険給付費準備基金利子といたしまして5,000円の計上をさせていただいております。次に、第7款の寄附金につきましては1,000円の計上となっております。

次に、107ページの第8款繰入金でございます。2億1,876万5,000円の計上をさせていただき、第1項一般会計からの繰入金では1億9,782万2,000円でございます。その内訳でございますが、第1目の介護給付費繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%に当たります1億4,631万3,000円を、第2目のその他一般会計繰入金で職員給与及び事務費繰入金といたしまして5,150万9,000円を、第2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金といたしまして2,094万3,000円をそれぞれ繰り入れをすることといたしているところでございます。

次に、108ページの第9款繰越金では1,000円の計上をさせていただいているところでございます。次に、第10款諸収入でございます。過料、第1号被保険者延滞金等の延滞金加算金及び割引料並びに弁償金等の雑入といたしまして、合計で6万3,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、歳出予算についてでございます。110ページでございます。第1款総務費、第1項総務管理費では3,328万2,000円の計上となっております。職員4人分の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算のシステム委託料等に係ります経費が主なものとなっております。

次に、112ページの第2項徴収費でございます。151万5,000円の計上となっております。年金から特別徴収する方への保険料の通知、及び普通徴収の方への納付書等の送付に係る経費等でございます。

次に、113ページの第3項介護認定審査会費でございます。1,597万5,000円の計上をさせていただいております。要介護認定に係ります主治医、意見書等の作成手数料、訪問調査に伴います認定調査事務委託料等に要します経費でございます。

次に、114ページの第4項趣旨普及費でございます。37万4,000円の計上となっております。これは被保険者への制度全般に関しますパンフレットの作成や保険料額決定通知時に同封をいたします、介護保険料に関します内容を中心としましたパンフレットの作成に係る経費等でございます。次に、第5項介護保険運営協議会費でございます。37万4,000円の計上をさせていただいております。これは介護保険事業の運営に関する重要な事項といたしまして、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきましてご審議をいただくために介護保険運営協議会を設置をいたしておりますが、本年度におきましては第3期の介護保険事業計画、老人保健福祉計画を策定をすることとなっておりますことから、年5回の開催を計画をいたしているところでございます。そのこの運営協議会の委員報酬の計上となっております。

次に、115ページ、116ページの第2款介護給付費、第1項の介護サービス等諸費でございます。11億2,744万9,000円の計上をさせていただいております。要介護1から要介護5に認定された方への介護サービス等に係る経費でございます。第1目の居宅介護サービス給付費では4億5,296万9,000円の計上をさせていただき、訪問介護サービス、通所介護サービス、訪問看護サービス等に係ります経費を計上となっております。第2目の特例居宅介護サービス給付費では1,000円の計上でございます。これは被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に緊急その他、やむを得ない理由によりまして指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき等に係る経費でございます。第3目の施設介護サービス給付費では6億1,710万5,000円の計上となっております。これは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等の入所者に係る経費となっております。第4目の特例施設介護サービス給付費では1,000円の計上でございます。これは被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に緊急その他、やむを得ない理由によりまして指定施設サービス等を受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等に利用する経費の計上となっております。第5目の居宅介護福祉用具購入給付費では、昨年度の実績を勘案いたしまして283万6,000円の計上をさせていただいております。

次に、116ページの第6目の居宅介護住宅改修給付費でございます。これにつつま

しても、昨年度の実績を勘案し977万5,000円の計上をさせていただいております。第7目の居宅介護サービス計画給付費では4,476万1,000円の計上となっております。これは介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーによります要介護者、個人の状態に応じて毎月単位での介護サービス計画の作成に要します経費でございます。高齢者の増加や制度の普及を要因といたしまして、軽度の要介護認定者数の増加が著しく、これに伴いまして在宅サービス利用者数も増加傾向にありますことから、平成16年度と比較をいたしまして増額となっております。平成16年度予算では約3,130件のケアプラン作成に係る費用を計上いたしておりましたけども、先ほどご説明を申し上げました理由や平成16年度実績等を勘案いたしまして、約5,270件のケアプラン作成に係る費用を計上いたしております。次に、第8目の特例居宅介護サービス計画給付費につきましては1,000円の計上をさせていただいております。

次に、117ページ、118ページの第2項支援サービス等諸費でございます。3,443万9,000円の計上をさせていただいております。各目別の予算計上につきましては省略をさせていただきたいと思いますが、要介護認定の結果が要支援と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上をさせていただいております。この費目につきましても、介護サービス計画給付費でご説明を申し上げましたと同様に、軽度の要介護認定者の大幅な増が見込まれますことから、前年度と比較しまして増額の予算計上となっております。

次に、118ページの第3項その他諸費でございます。189万6,000円の計上でございます。これは各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会におきまして支給限度額等の審査及び支払い事務をされますことから、これに係る経費となっております。

次に、119ページの第4項高額サービス等費でございます。671万8,000円の計上をさせていただいております。健康保険と同様に1割の自己負担額が高額となった場合、一定額を超えた分につきまして償還払いでお支払いすることとなっております。これに係る経費でございます。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者につきましては1万5,000円、世帯全員が住民税非課税の場合は2万4,600円、これら以外の方につきましては3万7,200円となっております。

次に、120ページの第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金で

ございます。96万7,000円の計上となっております。これは県におきまして各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために基金が設置されており、これへの拠出金でございます。なお、県の基金は国、県、市町村それぞれ3分の1の負担により運用され、各市町村におきまして拠出金の1年当たりの額は、平成15年度から17年度までの3年間の総給付費見込み額から1年当たりの平均給付費見込み額を算出して、これの0.1%ということで算出をいたしているところでございます。次に、第4款基金積立金、第1項基金積立金でございます。5,000円の計上でございます。これは介護保険の保険給付に関しまして、保険料等に余剰金が生じる場合に余剰金を基金に積み立て次年度以降の保険給付の財源とするものでございます。

次に、121、122ページの第5款諸支出金、第1項の償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金、償還金及び第1号被保険者還付加算金といたしまして6,000円を計上させていただいております。次に、第6款の予備費でございますが、これらの支出に備えまして100万円を計上させていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○森河委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 介護保険料につきましても、引き上げになっていくというふうに思うんですけども、この介護保険運営協議会の方と協議しないとわかりませんが、町の方としては保険料は幾らぐらい見込んでいるかお聞きできればお願いします。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、ご質問いただきました介護保険料につきましては、今現在、平成15年度から第2期事業計画を進めている中で16年度が中間年度であります。その第2期の事業計画を定める中でも保険料について運営協議会の中で検討していただきまして、当初第1期と同じ金額で据え置きするというので、現在、させていただいております。第2期の状況なんですけど、第1年目ということで、2年目、今回なっとるだけなんですけど、その進める中でその事業計画どおり、順調どおり中間年において進んでおりまして、来年度17年度につきましては若干事業計画よりも超える見込みは持っておりますものの、

3年間平均を見てみますと事業計画どおり、当初3年間を見込んでその給付量、それから保険料を見込みます中では順調に進んでいると思います。この後、第3期に向けまして、17年度、来年度、運営協議会の中でまた事業計画を見直しを図っていくわけですが、また国の方の介護制度の見直しもありまして、その制度とまたその給付量の把握もいたしまして保険料の方はまた決めていかにやならないと思っておりますが、今の見込みとしましては、若干今の現在の状況を見ますと、給付量も年々ふえていくところから見ますと、若干値上げの方になっていくのではないかと、まだ金額につきましてははっきりとは申し上げられませんが、そういう感想は持っております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうですね、金額的には、はっきり幾らっていうふうにはなかなか言いづらいと思いますので、なるべくやはり住民負担のかからないような形でお願いしたいということだけ申し上げておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑は終結いたします。

続いて、議案第26号、平成17年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、議案第26号、平成17年度斑鳩町水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第26号 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

水道事業執行の主な考え方につきましても、議会初日に町長から施政方針及び提出議案説明で述べさせていただいておりますので、ここでは省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに19ページをお願いいたします。19ページの平成17年度斑鳩町水道事業会計予算説明事項別明細により説明とさせていただきます。

まず収入の収益的収支の第1款水道事業収益では8億2,047万4,000円の計上で、対前年度1,447万2,000円の減額であります。その内訳といたしまして、第1項営業収益では8億201万7,000円の計上で、対前年度2,304万円の増額であります。第2項営業外収益では1,825万7,000円で、対前年度3,751万2,000円の減額であります。減額の要因として、緊急地域雇用創出特別交付金3,375万4,000円の減でございます。第3項特別利益では、昨年と同額の20万円の計上であります。次に、資本的収支の第1款資本的収入では2億4,892万2,000円の計上で、対前年度1億297万2,000円の増額であります。その内訳といたしまして、第1項企業債で2,000万円の計上で、対前年度2,000万円の増額であります。第2項補助金では1,253万2,000円の計上で、対前年度738万4,000円の増額であります。第3項工事負担金では2億1,639万円の計上で、対前年度7,558万8,000円の増額であります。増額の要因として、公共下水道工事に伴います工事負担金の増額であります。

支出の部でありますけども、収益的収支の第1款水道事業費用では8億1,452万2,000円の計上で、対前年度5,472万4,000円の減額であります。その内訳といたしまして、第1項営業費用で7億2,258万3,000円の計上で、対前年度4,586万8,000円の減額であります。減額の要因といたしましては、これにつきましても水道管路情報委託事業費3,375万4,000円の減額であります。第2項営業外費用で8,073万9,000円の計上で、対前年度835万6,000円の減額であります。減額の要因としては、企業債利息の減によるものであります。第3項特別損失で120万円、第4項予備費で1,000万円の計上であります。

次に、資本的収支の第1款資本的支出では4億5,784万8,000円の計上で、対前年度1億2,705万4,000円の増額であります。内訳といたしましては、第1項建設改良で3億4,567万8,000円の計上で、対前年度1億2,582万1,000円の増額であります。増額の要因につきましても、公共下水道事業に伴う水道管の移設等の工事費の増加によるものであります。第2項企業債償還金で1億1,217万円の計上で、対前年度123万3,000円の増額であります。

次に、20ページ以降の予算説明書の主な項目をご説明申し上げます。まず、給水収

益の水道料金でありますけれども7億7,355万5,000円であり、1,521万9,000円の増を見込んでおります。なお、各口径別での戸数と料金見込みを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、21ページであります。第2項営業外収益、第2目他会計補助金、第2節他会計補助金では、水道料金の高料金対策として第4次拡張事業までの支払利息の3分の1を一般会計からの補てんであり、1,525万1,000円の計上であります。第3目雑収益では127万4,000円の計上であります。

次に、支出の部ですけれども、22ページ以降であります。22ページ以降の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目の原水及び浄水費の、特に23ページであります。23ページの第19節の受水費では、県水の受水費は昨年と同額の3億5,017万5,000円を計上いたしております。次に、第2目配水及び給水費の第6節備消耗品費でありますけれども、新年度から災害対策として救援物資を4年計画で取りそろえる計画でありまして、平成17年度では災害用給水バッグで99万5,000円を計上し、合計で128万5,000円であります。

次に、26ページをお願いしたいと思います。26ページの第2項営業外費用、第1目支払利息、第1節の企業債利息では財務省分5,004万3,000円、公営企業金融公庫分2,045万3,000円の合計7,049万6,000円の計上であります。

次に、27ページをお願いいたします。資本的収入であります。第2項の補助金、第1目国庫補助金、第1節国庫補助金では、石綿セメント管更新事業国庫補助金として1,253万2,000円を計上いたしております。第3項工事負担金、第2節の工事負担金では、公共下水道で1億6,800万円等で合計1億8,300万円の計上であります。

次に、28ページの資本的支出であります。第1項建設改良費、第1目配水設備改良費、第1節委託料では3,971万円の計上、第2節工事請負費では公共下水道関連工事、石綿セメント管更新事業等で2億7,800万円を計上しております。第4目営業設備費、第2節工具・器具及び備品では、災害等における仮設給水栓31万5,000円などで、合計150万円を計上いたしております。第2項の企業債償還金、これは元金の償還でありまして1億1,217万円であります。なお、住民の方々への情報の提供につきましては、今日まで予算決算委員会等でご意見がありましたが、水道事業会計業務状況及び水質試験結果報告の広報での掲載を行いますとともに、来年度策定いたし

ます水質検査計画の閲覧等を行っているところでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。朗読をもちまして説明とかえさせていただきます。

#### 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数 9,960戸
2. 年間給水量 346万8,000立方メートル
3. 一日平均給水量 9,501立方メートル
4. 主要な建設費 3億4,567万8,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

第1款 水道事業収益	8億2,047万4,000円
第1項 営業収益	8億201万7,000円
第2項 営業外収益	1,825万7,000円
第3項 特別利益	20万円

支 出

第1款 水道事業費用	8億1,452万2,000円
第1項 営業費用	7億2,258万3,000円
第2項 営業外費用	8,073万9,000円
第3項 特別損失	120万円
第4項 予備費	1,000万円

次に、2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億892万6,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款 資本的収入	2億4,892万2,000円
第1項 企業債	2,000万円
第2項 補助金	1,253万2,000円
第3項 工事負担金	2億1,639万円

## 支 出

第1款 資本的支出	4億5,784万8,000円
第1項 建設改良費	3億4,567万8,000円
第2項 企業債償還金	1億1,217万円

### (企業債)

第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、上水安全対策事業、限度額2,000万円であり、利率、償還の方法は省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円とする。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 9,796万7,000円

2. 交際費 10万円

### (他会計からの補助金)

第8条 高料金対策として、企業債利息の支払いに充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,525万1,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、500万円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

## 1. 取得する資産

配水施設 配水管整備等

浄水施設 浄水場整備等

取水設備 取水井戸整備等

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○森河委員長 水道事業会計予算について説明が終わりましたので、それに対する質疑をお受けいたします。小野委員。

○小野委員 これも代表監査委員さんの講評での言葉なんですけどね、何か推進管、8本が99万円で貯蔵品に残っている。わからないんですけど、いつごろの話なんですかね、これ、その話として。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 平成11年度に購入された分でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 平成11年度に購入された、何か代表監査委員さんの意見としては、建設仮勘定を入れてあってその材料、本当は持たないのに持っていてとか、何かわからないんですよね。それを発見をおくらせるためにしたのではないかと。本来は原因を究明してなぜ業者に発注したんだと。ここがものすごく微妙な発言やし、理由や発注した者の責任はとらすとかいうことなんですけど、当時部長は違いますね。やっぱりその最高責任者というのは上下水道部長じゃないんかな、僕は思うんやけども。そのことについては何か手配というか、その原因究明ということは何もしておられないんですか。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 当時の決裁等を見て、原因につきましては、事情、原因というか事情、買った事情については把握いたしております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 買った事情は決裁の書類でわかるんや。だけどその後の処理の仕方としておかしいことを言うてはるんでしょう。だからそのことについてはやはり、こういうこと

があんのやったらもっとはっきりした責任をとってもらわね、この99万円が常に残っているんやということやねんけど、どういうことなんやろかな。そのときの責任者というのはほんまにどういう形で責任とられるのかな、いろいろ考えてみなあかんこともあるんちゃうかなと思いますけど。何も議会にもこういうことは全然報告、今、こうした見せてもうたらわかっただけですんでね、これについて担当の常任委員会とかでも何か話されてたんですかね。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 担当の常任委員会では話はしておらないです。これにつきましては、14年の決算審査ですね、14年の決算審査の中でも監査委員からご指摘がございまして、それが15年の5月ですね、そのときにまだこれが残っている建設仮勘定、建設仮勘定といいますのは、工事が発注する見込みであるけども、まだ工事がしないというふうに、これはもう小野委員もご存じのように、建設仮勘定に入れております。ですから、建設仮勘定に長期に入れておくのはやはり会計上好ましくないということで、平成15年の決算のときには建設仮勘定から貯蔵品に移しかえております。そうした中で、貯蔵品に移しかえておってもまだ使う見込みがなければ当然これについては処分する必要がございまして、そういう監査委員さんのご指摘がございまして、処分したときに、当然、特別損失として発生いたしますので、買った経緯等々につきまして、その経緯についても考慮しながら、考えていかれたらどうですかという、今はその段階で終わっておるといふ状況でございまして。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 平成11年に推進管8本ですかね、それを買われたということですが、工事を発注する見込みでということですが、けどそれはもう流れてしまっていると。その発注するのを最終的に決裁おろしたのだけですね。そのときの部長なんですかね。事業としてそれを決めて決裁をおろすということで、でないとその担当の者だけで発注をかけるちゅうこともできないやろと思うし、ちょっとこれ何か微妙なことあるように思うけれども。当時の部長がもう定年違うんかな、その部長やな。こんなことおかしいやり方だと思ふんやけど。何でこんなこと言われてても何も、そういう報告も何もないんやろな、別に問題ないのかな。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 確かに担当の常任委員会にはご報告はいたしておりませんでした。

ただ決算、定期監査、決算監査の中ではそういうご指摘がございましたので、もう少し使う場合もあるかもわからないということで、あともう処分については、処分いうか、この資材の処分ですよ、資材の処分についてはあともうちょっと待っていただきたいというお願いはいたしております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 監査委員さんもね、この建設仮勘定にあるのは、発見をおくらせるためにしたのではないかという疑いをかけておられるんですよ。その原因をしっかりと究明して、なぜ業者に発注したのか、むだ遣いしたんか、そういうことも気にしてはるんですよ。その理由や発注した者の責任をとらすとかと、そこまで言うてられますんで、発注した者の最高責任者。その人はもう退職してはんねん。どないすんの、その処理。ということがある意味では今、みんなに聞いてもうとかないかんと思います。

それと、これは5月の例月で二重払いが23万1,000円がありと、向こうが二度もらったと言ってこられたから返してもらったがと、言ってこなかったらそのままという。こんなずさんなことで皆さん、貴重な税金を使つとられるんですからね。これは5月やから今の部長ですよ。責任者としてどういう見解持つておられるんですか。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 これにつきましては、修理の関係でございまして、給水栓等の修理がずっと上がってきておりました、業者が上がってきよる分で、工事の担当者とあと、支払いの担当者がございます。工事の担当者の方でチェックもして支払いもチェックは本来するんですけれども、工事の担当者の方でまだ請求書ももらってないと思うて、請求書を一度ももらってあるのもう一度請求して、伝票を回したわけでもございまして、そのときに会計担当の方についても、1回目回ったのに次の分についてもチェック漏れで回ってしもうたわけです。今につきましてはもう2回のチェックではいけないということで、3つ通すように、チェックを3つ通すように処理をいたしておりました、これについても当然、完全なミスで監査委員さんにも言いわけもしようがないということで、今後このようなことを起こさないように十分注意をさせていただきますということで、ご報告はさせていただきました。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 こんなんね、その推進管8本、99万円ということで、こういうことが起きたる、そやけどね、そのことでもなぜ解決しようとしなないんですか。そして、その者に

責任をとらそうとしないんですか。今のこの二重払いについては、今こうして部長からも今後気をつけますということ聞けるけど、その前の平成11年に起きたる、こんなもん疑わしい話ですよ。物があるんやけど何のためにそれを、物が入っとるんか。その何のためにその費用を払ったるんや。それを、これね、材料を本当は持たないのに持っていてというんですか、この意味がちょっとわかりにくいんですがね。しっかりとこの推進管8本、99万というのはね、貯蔵品に残っているということを早急に原因究明して、議会なり報告を私はしてほしいと。でないと、この予算の段階でもこれしか言わないというんだったら困ると思うんですよ、私らチェック機関としては。こういうことを監査委員さんがしっかりつかんでおられて注意しておられます。それでも何も動いてない。こんな状態おかしいですよ。あと、監査委員さんがこれ12月の例月で軽四のトラックを購入されてる。随契やと。これは自治法の施行令云々でそれは何ですかと聞くと、入札になじまないものですと。けどね、私の記憶ではこういう車については入札もしてたこともあると思うんですけどね。それこそ何で入札するんやと逆に聞いたこともあるんです、特殊な車でしたからね。だから、この軽四というのは普通の水道で使っておられるトラックでね、特殊な車なんですか、どうなんですか。それをちょっと。

○森河委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 普通の軽四のトラックであります。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ということは入札になじまないと判断するのは、これはだれかさんも言うてはる、入札になじまないのは根拠が薄いんだと。今後やっぱりこれは気をつけてもらわんなんと思えますので、要望だけ言うておきます。終わります。

○森河委員長 他にないようですので、これをもって水道事業会計予算に対する質疑は終結いたします。

これをもって当委員会に付託されました一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査終了いたします。

審査結果についてのまとめがつかますまで、暫時休憩いたします。

(午後3時50分 休憩)

(午後4時44分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

会議時間を18時まで延長いたします。

これより付託議案について表決をいたします。

まず、議案第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算について、賛否の討論を必要とする申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を原案どおり可決することに反対する方のご意見を求めます。西谷委員。

○西谷委員 反対する立場から意見を申し上げたいと思います。

私は、斑鳩町が単独で、これからも町単独でいくということの中では、非常に財政的に厳しい状況が予想されます。中・長期の町の財政の見通しを見ましても非常に厳しいことが如実にあらわれているわけですが、今、現実的には今回の17年度の一般会計予算の中では、片方で人件費の削減とか一定の町なりの方針は出されておりますが、出されている分につきましては非常に微々たるものでございます。実際にはやはりJR法隆寺駅の橋上駅舎等の何十億というような事業、あるいは総合福祉会館等、私は町財政をやっていく中では非常にこれが将来の斑鳩町の足かせになると思います。

また、ごみ行政につきましても、町指定のビニールごみ袋など、やはり削減できるところは徹底して削減するという、そういう姿勢に私は欠けていると思いますし、特定団体への職員の研修派遣など、やはりもう少し長期財政の健全化を目指した予算にしてほしかったなということを感じるわけでございます。

以上の点について、私自身として納得できませんので、反対とさせていただきます。

○森河委員長 次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。浦野委員。

○浦野委員 議案第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を申し上げます。

本町を取り巻く環境は、長引く不況による景気低迷や三位一体の改革の推進により、町税収入や地方交付税など町政運営の基盤となる歳入が構造的に減少していく中であって、住民にもっとも身近な行政として日々刻々と変化する行政需要に適格にこたえつつ、将来にわたり安定した行政基盤を確立していかなければならない厳しい状況にあります。このような状況だからこそ、私は議会と町行政はそれぞれの立場でより一層切磋琢磨して町政の運営に取り組んでいかなければならないものと考えております。平成17年度予算は、一般財源の総額が引き続き減少する中で、町三役及び教育長の給料や部課長級の管理職手当の抑制、施設管理経費の見直しなど、内部努力を行いながら、JR法隆寺駅周辺事業、都市計画道路法隆寺線の整備などの都市基盤整備や史跡中宮寺跡の整備な

ど、文化財の保護に重点的に取り組まれようとしています。さらに、災害に係る備蓄物資の充実や県福祉医療費助成制度改正への対応、乳がん検診時のマンモグラフィーの導入、学校校舎の耐震補強、子供安全安心メールなど、少子高齢社会の進行、防災防犯など今日的な行政需要にも対応されています。なお、ふれあい交流センターいきいきの里の大広間増設等の充実につきましては、所管の厚生常任委員会とも十分かつ慎重に今後協議をしていただきたい。また、福祉の後退にならないよう、民生児童委員協議会の研修についても、弾力性を持って対応していただきたい。さらに、ビニールごみ処理問題についても、十分再検討していただきますよう要請いたします。

以上のことから、私は本町の行政課題に対し積極的に取り組むため予算を編成されたものと考え、議案第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算に賛成するものであります。

最後に、本予算審査特別委員会の審議の中で、各委員からはそれぞれの視点から厳しい意見や一層の改善、改革の要求がされております。ここに理事者はもちろんのこと、職員一人一人が審議の内容を真剣に受けとめられ、さまざまな可能性に全力で挑戦されることを期待し、私の賛成意見といたします。委員皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○森河委員長 本件については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本件を提案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森河委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてお諮りいた

します。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。よって、議案第22号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。よって、議案第23号、平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。よって、議案第24号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。よって、議案第25号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成17年度斑鳩町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。よって、議案第26号、平成17年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、委員会審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには3月2日の本会議で付託されました議案の第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算について、議案の第21号の特別会計等7議案等につきまして、3月9日から3日間、時間延長まで行っていただきまして、終始議論をいただきました。その中でいろいろと賜ったご意見等については、これから職員ともどもこの単独でいく中の町として厳しくそういうものについてしてまいりたいと思います。特に、この賛成のご意見の中にもございましたように、ふれあい交流センターのいきいきの里の大広間の拡張については、担当の厚生常任委員会等とも十分ご相談申し上げてまいりたいと考えております。また、民生児童委員の研修等についても、この関係については今度、新しく3年の任期満了による改選がございましたものの、そういう点についても検討してまいりたい。あるいはビニールごみの再検討ということのご意見もいただきますように、このビニールごみについてはやはり真剣に考え、担当者とも、また昨年との関係の委員会等を通じて2月の委員会にも申し上げてますように、中間報告してますように、一度現地を見ていただいて、そういうことも踏まえてビニールごみの関係等についても真剣に慎重に配慮してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、厳しい中でございます。わずかながら職員、管理職等、給料の削減してございますけど

も、やっぱりそういう気持ちを絶えず職員が持って、そしてこの厳しい財政の中でちょっとでも節約する、やっぱりそういうことをしていくことが冗費節減につながっていくんじゃないかと考えています。いずれにいたしましても、私はいつも申し上げますように、福祉の後退はしてはいけないと、そういうことの中で今年度も、17年度もいろいろと県の関係から見ますと我々の町としてもできるだけ努力をしてみたいわけでございます。これを維持するためにはやはりどこかでやっぱり削減をしていかなきゃならない問題等ございます。その点についてはいろいろこの委員会等あったご意見を真剣に受けまして、我々また担当とも十分ご相談申し上げて努力をしてみたいと思います。本日はこの斑鳩町一般会計予算についての原案どおりご承認いただいた、あるいは特別会計については、いずれも満場一致をいただいたことについて深く感謝を申し上げまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○森河委員長　ここで理事者の方に申し上げます。私ども、きょうこうして委員会が開催され、精力的なご意見、またご要望を出ておりまして、これに対しまして十分精査され、今後頑張って行政に反映していただきますようお願いを申し上げておきます。

また、皆さん方には、9日、10日、11日の3日間にわたりまして熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会といたします。本当にありがとうございました。

(午後4時58分　閉会)